



# 第62回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年8月5日（火曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

## 開催場所

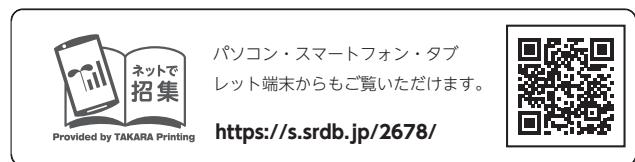
東京都港区白金台一丁目1番50号  
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」

## 議 案

- 第一号議案 剰余金の処分の件
- 第二号議案 定款一部変更の件
- 第三号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第四号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第五号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第六号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第七号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の設定の件

## 目 次

■ 招集ご通知 .....	1
■ 株主総会参考書類 .....	7
■ 事業報告 .....	42
■ 連結計算書類 .....	60
■ 計算書類 .....	62
■ 監査報告 .....	64



当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

アスクル株式会社

証券コード：2678

# 株主のみなさまへ

---



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第62回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

2025年7月、「2026年5月期～2029年5月期中期経営計画」を公表いたしました。新たな中期経営計画の策定にあたっては、長期的視点で当社が何を実現したいのかというビジョンについて議論を重ねました。創業以来、全社に根付いているDNA「お客様のために進化する」などのアスクルらしさを発展させ、働くひとの自己実現をサポートすることで幸せなひとを増やしたいという想いを込めて、2050年ビジョンを「誰もがうれしい自分を次々と実現できる社会をつくる。」と定めました。

中間地点である2035年のあるべき姿を「Beyond Retail～小売を超えて、働くを革新する～」と定め、時代の変化によって生み出される社会課題の解決をサポートするソリューションビジネスを数多く立ち上げ、eコマース事業と同程度の収益規模に育てることを目指してまいります。

中期経営計画期間においては、注力すべきお客様の対象を、拡大ポテンシャルが大きい医療介護福祉施設、飲食・宿泊業等の「対人サービス業種」とし、商材の対象を「仕事場の日用品」と定めており、オフィス用品に留まらない新たなeコマースの需要を開拓してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月  
代表取締役社長CEO 吉岡 晃

# 招集ご通知

証券コード 2678

2025年7月17日

(電子提供措置の開始日 2025年7月14日)

株主各位

東京都江東区豊洲三丁目2番3号



アスクル株式会社

代表取締役社長 吉岡 晃

## 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

- ・株主総会会場へのご来場の他にもインターネットを通じた出席、質問、議決権行使が可能です。
- ・インターネット出席は事前のお申し込みが必要となります。詳細は3ページをご参照ください。
- ・株主総会会場でのご出席については、ご来場規模に応じた適切な運営を行うため、事前のお申し込みへのご協力ををお願いいたします。詳細は5ページをご参照ください。
- ・本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト  
(<https://www.askul.co.jp/corp/investor/>) に掲載しますので、ご確認ください。

敬具

1. 日 時	2025年8月5日（火曜日）午前10時
2. 場 所	<b>東京都港区白金台一丁目1番50号 シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」</b> 当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
報告事項	1. 第62期（2024年5月21日から2025年5月20日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 剩余金の処分の件 定款一部変更の件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 監査等委員である取締役4名選任の件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の設定の件

## ■ 電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

### 当社ウェブサイト

<https://www.askul.co.jp/corp/investor/library/agm/>



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

### 東証ウェブサイト

(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アスクル」または「コード」に「2678」をご入力して検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

### ご案内

- 書面交付請求をいただいている株主様には、招集ご通知と議決権行使方法のご案内等に関する情報をご送付しております。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ・事業報告の「会社の体制および方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



パソコン・スマートフォン・タブ  
レット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2678/>



## ■「インターネット出席」について

「インターネット出席」とは、株主総会当日に株主総会のライブ中継を視聴しながら、実際の株主総会会場に来場いただく場合と同様に、議決権行使、質問等が可能な出席方法です。「インターネット出席」によりご出席いただいた株主様は、実際に株主総会会場へご来場いただく場合と同様、「出席」したものとしてお取り扱いします。

アスクル株式会社 株主総会サイト  
<https://2678.ksoukai.jp>



「アスクル株式会社 株主総会サイト」ログイン可能期間  
**2025年7月18日(金曜日)正午から**  
**2025年8月5日(火曜日)株主総会終了時まで**

STEP1 上記「アスクル株式会社 株主総会サイト」(以下「本ウェブサイト」といいます。)にアクセスしてください。

STEP2 同封の「アスクル株式会社 第62回定時株主総会インターネット出席 ID・パスワードのお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインしてください。  
 (議決権行使書に記載された、議決権行使用の「パスワード」とは異なります。)

「ID・パスワードを入力

「ログイン」ボタンを押す

アスクル株式会社 株主総会へようこそ

ログインのうえ、株主総会サイトへお進みください

ID  
IDを入力してください

パスワード  
パスワードを入力してください

ログイン

本ページは株主名簿管理人が運営しております  
 【ログインに係るお問い合わせ先】  
 株主名簿管理人 三井住友信託銀行  
 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
 電話: 0120-782-041  
 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 「インターネット出席」の方法

STEP1 ログイン後、「出席を申し込む」ボタンを押し、「インターネット出席」を選択のうえ、「申し込む」ボタンを押してください。

第62回 定時株主総会

日時：2025年8月5日 10:00 (9:30開場)  
 出席には事前の申し込みが必要となります

出席を申し込む 出席 事前質問を行う

※事前質問受付は7月28日正午までとなります。

出席申し込み

インターネット出席。会場出席いらずでも事前の申し込みが必要になりますので、出席をご希望の場合  
 は「申し込む」ボタンを押してください。  
 会場出席の申し込み受付は8月4日正午までとなります。

出席方法  インターネット出席  会場出席

キャンセル 申し込む

STEP2 株主総会当日開場時間の午前9時30分より、「出席」ボタンからご出席が可能となります。  
 (注)上記画像の文言は変更する場合があります。

## ■ 「インターネット出席」の際の議決権行使について

- ①事前の議決権行使をした上で、「インターネット出席」し、本ウェブサイトで議決権を行使した場合  
→株主総会当日の議決権行使が有効（事前の議決権行使は無効）。ただし、賛否を選択しない議案があった場合、当該議案は棄権
- ②事前の議決権行使をした上で、「インターネット出席」したものの、本ウェブサイトで議決権を行使しなかった場合  
→事前の議決権行使が有効
- ③事前の議決権行使をせずに、「インターネット出席」をしたものの、議決権を行使しなかった場合  
→棄権

## ■ 当日質問の方法と動議について

- ・株主総会当日、「インターネット出席」された株主様は、本ウェブサイトからテキストをご入力いただく形式で、ご質問をお送りいただけます。当日の本ウェブサイトからのご質問は、1名2問まで（各200文字以内）とさせていただきます。
- ・質疑応答の時間には限りがありますので、いただいたご質問全てにはご回答できない場合があります。
- ・株主総会の目的事項に關しないご質問等、ご質問の内容によってはご回答いたしかねる場合があります。
- ・動議については、株主総会の手続きに関するものおよび議案に関するものを含むすべて、会場出席株主様からご提出いただいたものののみ取り上げ、インターネット出席の株主様からのご提出は受け付けないこととさせていただきます。また、インターネット出席の株主様は、動議の採決につきましても株主総会の手続きに關するものは欠席、議案に関するものは棄権として取り扱うこととさせていただきますので、ご了承ください。
- 動議の提出や採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

## ■ 事前質問の方法について

- ・開催に先立ち、本ウェブサイトより本株主総会の目的事項に関し、ご質問をお送りいただけます。  
(2025年7月18日（金曜日）正午から同年7月28日（月曜日）正午まで) 本ウェブサイトにログイン後、「事前質問を行う」ボタンを押し、ご質問をお送りください。株主様のご関心が高い事項につきましては、株主総会で取り上げさせていただく予定です。

## ■ 「インターネット出席」に関する注意事項

- ・「インターネット出席」に必要となる通信機器類および一切の費用については、株主様のご負担とさせていただきますことをご了承ください。
- ・「インターネット出席」に対応している言語は、日本語のみとなります。
- ・通信環境等の影響により、配信映像や音声が乱れ、または一時中断される等の通信障害が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害によって「インターネット出席」をされた株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.askul.co.jp/corp/investor/>) に掲載しますので、ご確認ください。
- ・「インターネット出席」に必要となるIDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りします。

## ■ 当日のご来場について

株主総会会場でのご出席については、ご来場規模に応じた適切な運営を行うため、事前のお申し込みへのご協力をお願いいたします。

お申し込み受付期間

2025年7月18日（金曜日）正午より

2025年8月4日（月曜日）正午まで

アスクル株式会社 株主総会サイト

<https://2678.ksoukai.jp>



### 「株主総会会場出席」お申込方法

- STEP1 「アスクル株式会社 株主総会サイト」ログイン後、「出席を申し込む」ボタンを押し、「会場出席」を選択のうえ、「申し込む」ボタンを押してください。

第62回 定時株主総会

日時：2025年8月5日 10:00 (9:30開場)

出席には事前のお申し込みが必要となります

※事前質問受付は7月28日正午までとなります。

出席申し込み

インターネット出席、会場出席いずれも事前のお申し込みが必要になりますので、出席をご希望の場合には「申し込む」ボタンを押してください。

会場出席の申し込み受付は8月4日正午までとなります。

出席方法 \*必須  インターネット出席  会場出席

- STEP2 株主総会当日午前9時30分より、会場受付を開始します。

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、当日代理人により議決権行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。  
この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

会場内では株主様による撮影、録音、録画、保存はご遠慮ください。

(注) 上記画像の文言は変更する場合があります。

## ■ 郵送・インターネット等による事前の議決権行使について

### 郵送による事前の議決権行使

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。  
各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

議決権  
行使期限

2025年8月4日（月曜日）午後5時30分到着分まで

### インターネット等による事前の議決権行使

詳細は 次ページ をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権  
行使期限

2025年8月4日（月曜日）午後5時30分行使分まで

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙  
右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。



- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### 「スマート行使」での 議決権行使は

##### 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。



※ QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネット等による議決権行使でパソコンや携帯電話、スマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net/>

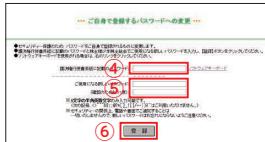
- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、①「次へすすむ」をクリックしてください。



- 2** 議決権行使書用紙に記載された②「議決権行使コード」を入力し、③「ログイン」をクリックしてください。



- 3** 議決権行使書用紙に記載された④「初期パスワード」を入力し、実際にご使用になる⑤「新しいパスワード」を設定し、⑥「登録」をクリックしてください。



- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

- 書面と電磁的方法（インターネット等）によって、二重に議決権行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 電磁的方法によって、複数回又はパソコンや携帯電話、スマートフォンで重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

## 第1号議案 剰余金の処分の件

### 期末配当に関する事項

当社の利益配分は健全なキャッシュ・フローと安定した財務体質を維持しつつ、中長期的な企業価値向上のための成長投資原資としての内部留保を確保するとともに、株主還元の充実と資本効率の向上を図るため、総還元性向の目標を45%と定め、安定的な株主配当と計画的な自己株式取得を実施してまいります。

当期につきましては、売上計画未達を主要因として利益計画未達となりましたが、財務体質は健全に維持されており、2025年7月4日に公表した新中期経営計画において将来の大きな成長を見込んでいることから、当期の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従来予想通りの1株につき金19円とさせていただきたいと存じます。

---

**1 配当財産の種類  
金銭**

株主に対する配当財産の割当てに関する事項  
およびその総額

**2 当社普通株式1株につき金19円  
総額1,776,986,400円**

---

**3 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年8月6日**

---

なお、中間配当金として1株につき金19円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金38円となり、年間配当金は前期から2円増配となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任できるようにすることで、業務執行と監督の分離と、経営の意思決定の迅速化を行い、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を、株主総会決議に加え、取締役会決議によっても行うことが可能となるよう、変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除する等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条 (条文省略)  (自己の株式の取得) <u>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	第6条 (現行どおり)  <削除>
第8条～第12条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第13条～第20条 (条文省略)	第12条～第19条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会  (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役は、11名以内とする。  <新設>	第 4 章 取締役および取締役会  (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、11名以内とする。 ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任の方法) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	(取締役の選任の方法) 第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。  ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <新設>	(取締役の任期) 第22条 取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
<新設>	(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
(代表取締役および役付取締役) 第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会の決議によって選定する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役会の決議によって取締役社長1名のほか、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができるほか、相談役または顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役社長1名のほか、必要に応じて、<u>役付取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会があらかじめ定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法等) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。  ② 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議方法等) 第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ② 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
第29条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第31条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	<削除>
(監査役の員数) <u>第32条 当会社の監査役は、3名以上とする。</u>	<削除>
(監査役の選任方法) <u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削除>
(監査役の任期) <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削除>
(常勤の監査役) <u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	<削除>
(監査役会の招集通知) <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<削除>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<削除>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<削除>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<削除>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<削除>

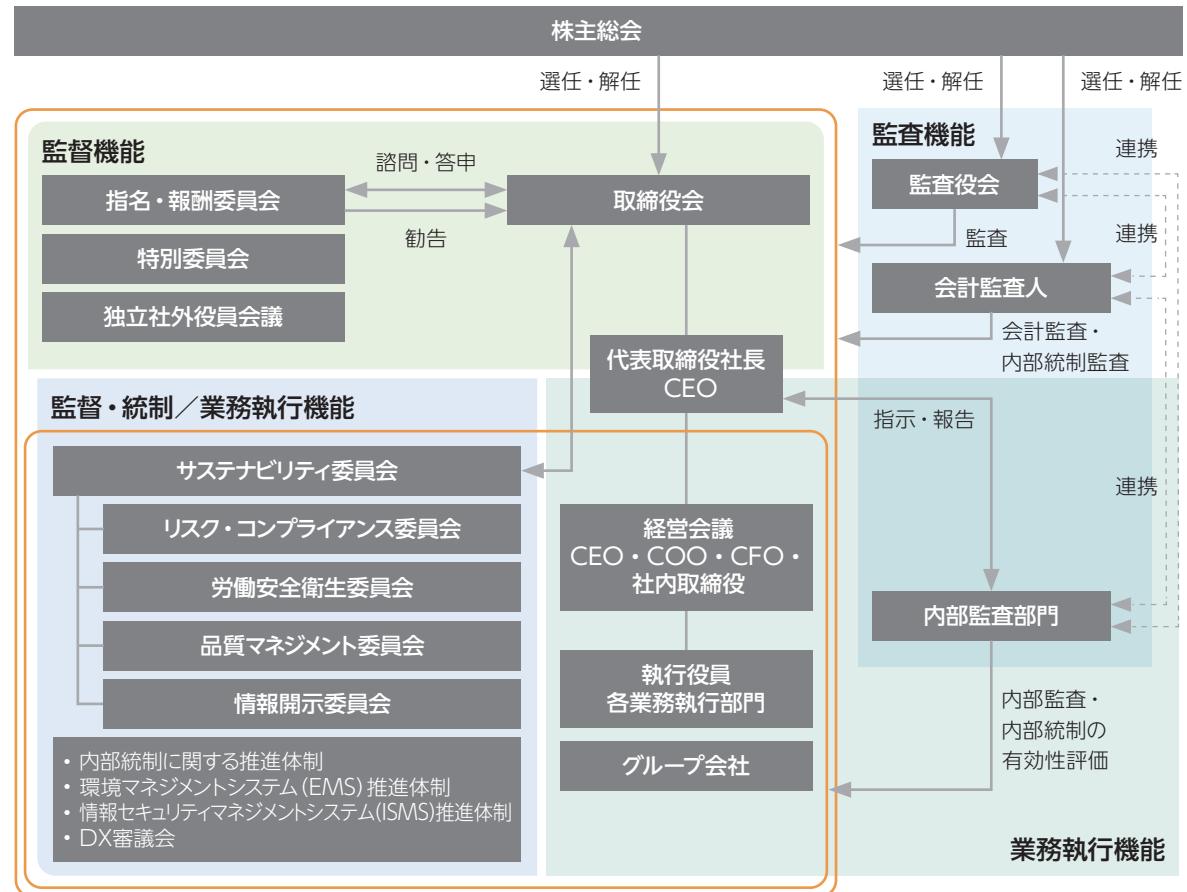
現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	
<新設>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<新設>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<新設>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<新設>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。
<新設>	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 6 章 計 算  第42条 (条文省略)	第 6 章 計 算  第37条 (現行どおり)
<新設>  (剩余金の配当) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。 ② 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。	(剩余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。  (剩余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月20日とする。

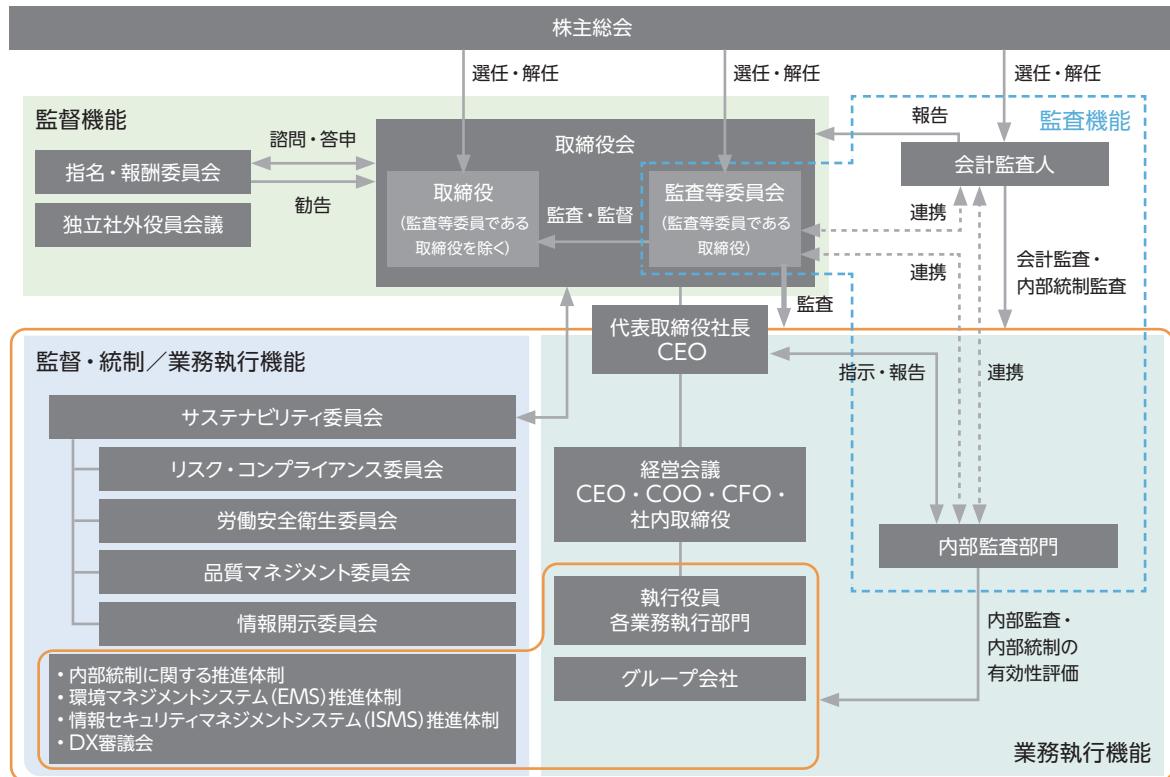
現 行 定 款		変 更 案	
<新設>		<u>③ 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	
第44条	(条文省略)	第40条	(現行どおり)
<新設>		附 則	
<新設>		(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、第62回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 第62回定時株主総会終結前に会社法第427条第1項の規定により監査役との間で締結していた、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。	

(ご参考) 監査等委員会設置会社への移行

現在の体制 (監査役会設置会社)



## 移行後の体制（監査等委員会設置会社）



## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名および性別	現在の当社における地位
1 再任	よしおか 吉岡 あきら 晃 (男性)	代表取締役社長C E O
2 再任	たまい 玉井 つぐひろ 継尋 (男性)	取締役C F O
3 再任	かわむら 川村 かつひろ 勝宏 (男性)	取締役C O O
4 再任	ほかり 保竜 しんいち 真一 (男性)	取締役C T O
5 再任	いちげ 市毛 ゆみこ 由美子 (女性)	社外取締役 独立役員 社外取締役
6 再任	あおやま 青山 なおみ 直美 (女性)	社外取締役 独立役員 社外取締役
7 再任	あきもと 秋元 りな 里奈 (女性)	社外取締役 独立役員 社外取締役
8 新任	いしざか 石坂 のぶや 信也 (男性)	社外取締役 独立役員
9 新任	ひで 秀 まこと 誠 (男性)	社外取締役

候補者番号

1

再任



よしおか あきら  
吉岡 晃

生年月日 1968年1月12日生  
所有する当社の株式数 21,827株

### 略歴、地位および担当

- 2001年1月 当社入社  
2011年8月 当社メディカル&ケア担当執行役員  
2012年7月 当社執行役員BtoCカンパニーCOO（最高執行責任者）  
2012年8月 当社取締役BtoCカンパニーCOO  
2019年8月 当社代表取締役社長CEO（最高経営責任者）（現任）  
2023年2月 フィード(株)取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

フィード(株)取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、当社メディカル&ケアビジネス部門の執行役員を経て、取締役としてBtoCカンパニーのCOO（最高執行責任者）を歴任し、代表取締役社長CEO（最高経営責任者）に就任以来、当社グループを持続的に成長させてまいりました。当社での豊富な業務経験と実績、eコマース事業運営に関する知見を有し、当社社長として職責を適切に果たしていることから、取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2



再任

たまい つぐひろ  
玉井 繼尋

生年月日 1967年6月26日 生  
所有する当社の株式数 7,321株

## 略歴、地位および担当

2007年11月	当社入社
2012年7月	当社財務広報室本部長
2012年9月	当社執行役員財務広報室本部長
2014年3月	(株)アルファパーチェス取締役（現任）
2015年8月	嬬恋銘水(株)取締役（現任）
2016年2月	当社CFO（チーフ・フィナンシャル・オフィサー） 執行役員経営企画本部長兼財務広報室本部長
2018年5月	当社CFO 執行役員コーポレート本部長
2020年8月	当社取締役CFO リスク担当・経理財務担当・情報開示担当 執行役員 コーポレート本部長
2021年2月	(株)チャーム取締役（現任）
2021年5月	当社取締役CFO リスク担当・経理財務担当・情報開示担当 経営・品質KPI担当 コーポレート本部長
2023年2月	(株)AP67取締役（現任）
2023年2月	(株)デンタルホールディング取締役（現任）
2023年5月	当社取締役CFO リスク担当・経理財務担当・情報開示担当 経営・品質KPI担当 執行役員 コーポレート本部長（現任）

## 重要な兼職の状況

(株)アルファパーチェス取締役
(株)AP67取締役
(株)デンタルホールディング取締役

## ■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、財務・広報部門の執行役員を経て、グループ企業の取締役を歴任し、現在、コーポレート本部長として経営企画、広報、IR等を担当し、CFO（チーフ・フィナンシャル・オフィサー）およびリスク担当取締役として当社グループを持続的に成長させてまいりました。当社での豊富な業務経験と実績、財務、広報・IR等に関する知見は、ガバナンスの強化、グループシナジーの創出、持続的な企業価値向上を目指す当社の取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

再任



かわむら かつひろ  
川村 勝宏

生年月日 1959年8月3日生  
所有する当社の株式数 6,944株

### 略歴、地位および担当

- 2009年9月 当社入社  
2012年7月 当社BtoB事業企画本部長  
2012年9月 当社執行役員  
2013年8月 当社経営企画本部長  
2014年4月 当社ECR本部長  
2018年5月 当社LOHACO事業企画本部長  
2019年2月 当社LOHACOプラットフォーム本部長  
2020年3月 当社LOHACO事業本部長  
2022年3月 当社COO（最高執行責任者） ASKUL営業本部長  
2022年7月 ソロエル(株)代表取締役社長（現任）  
2022年8月 当社取締役COO 執行役員ASKUL営業本部長  
2023年5月 当社取締役COO 執行役員営業本部長  
2025年5月 当社取締役COO（現任）

### 重要な兼職の状況

該当事項はありません

### ■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、経営企画部門、商品部門を経て、事業企画部門、物流部門、IT部門、LOHACO事業部門の執行役員を歴任し、現在、COO（最高執行責任者）として当社のeコマース事業を成長させてまいりました。当社での幅広い業務経験と実績、事業運営に関する知見を有し、当社COOとして職責を適切に果たしていることから、持続的な企業価値向上を目指す当社の取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

再任



ほかり しんいち  
**保苅 真一**

生年月日 1978年3月24日生  
 所有する当社の株式数 2,345株

### 略歴、地位および担当

2003年8月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 入社
2013年4月	同社コンシューマ事業カンパニー ショッピング事業本部開発部部長
2017年1月	同社ショッピングカンパニー・プロダクション2本部本部長
2018年4月	同社ショッピングカンパニー・VPoE
2019年4月	同社コマースカンパニー ショッピング統括本部ユニットマネージャー 兼マーケティング本部本部長
2022年4月	当社出向入社
2022年8月	当社取締役
2023年5月	当社取締役CTO (チーフ・テクノロジー・オフィサー) 執行役員ECプロダクト本部長
2025年5月	当社取締役CTO 執行役員プロダクト&マーケティング本部長 (現任)

### 重要な兼職の状況

該当事項はありません

### ■ 取締役候補者とした理由

インターネットにおけるプラットフォーム開発、eコマース事業に関する高い専門性と経験を有しております。2022年4月に当社に出向後は、当社のサイト基盤の統合プロジェクトに参画し、現在、CTO (チーフ・テクノロジー・オフィサー) として当社eコマースサイトの進化に貢献しております。eコマースに関する高い専門性、豊富な経験と実績を活かし、当社において職責を適切に果たしていることから、DXの更なる推進を通じた持続的な企業価値向上を目指す当社の取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

再任

社外取締役

独立役員



## いちげ ゆみこ 市毛 由美子

生年月日 1961年3月13日生  
 所有する当社の株式数 6,213株  
 社外取締役在任期数 5年5ヶ月  
 (本総会終結時)

### 略歴、地位および担当

- 1989年4月 弁護士登録
- 1989年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
- 2007年12月 のぞみ総合法律事務所パートナー（現任）
- 2012年6月 NECネットエスアイ(株)社外取締役
- 2014年5月 イオンモール(株)社外監査役
- 2014年12月 三洋貿易(株)社外取締役・監査等委員
- 2016年12月 (株)シローグローバルホールディングス（現(株)FOOD&LIFE COMPANIES）社外取締役
- 2018年6月 伊藤ハム米久ホールディングス(株)社外取締役
- 2019年3月 公益社団法人日本仲裁人協会理事（現任）
- 2019年11月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事
- 2020年3月 当社社外取締役（現任）
- 2022年6月 出光興産(株)社外監査役（現任）
- 2023年10月 日立Astemo(株)（現Astemo(株)）  
社外取締役・監査等委員（現任）
- 2025年6月 オムロン(株)社外監査役（現任）

### 重要な兼職の状況

- のぞみ総合法律事務所パートナー
- 出光興産(株)社外監査役
- オムロン(株)社外監査役

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業内弁護士を経て、弁護士としてグループガバナンスを含むコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、知的財産等の分野における専門性の高い知見と実務経験を有しており、これまでに上場子会社を含む複数社の社外取締役・社外監査役、また弁護士会・弁護士連合会や公益法人の役員を務めております。2020年3月に当社社外取締役に就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程において重要な役割を果たすだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べるとともに、任意の指名・報酬委員会においては委員として、独立した立場から社会情勢や多様性を踏まえた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と知識を活かし、社外取締役の職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

6

再任

社外取締役

独立役員



## あおやま なおみ 青山 直美

生年月日	1966年5月27日生
所有する当社の株式数	100株
社外取締役在任年数	3年
(本総会終結時)	

### 略歴、地位および担当

- 1989年4月 (株)東芝入社  
 2000年4月 (株)イーライフ入社  
 2004年6月 (有)スタイルビズ設立代表取締役（現任）  
 2005年6月 ケンコーコム(株)（現楽天グループ(株)）社外取締役  
 2017年3月 (株)千趣会社外取締役  
 2021年5月 (株)イズミ社外取締役（現任）  
 2022年8月 当社社外取締役（現任）  
 2023年5月 情報経営イノベーション専門職大学客員教授（現任）  
 2023年6月 ビューテックラボ(株)社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

- (有)スタイルビズ代表取締役  
 (株)イズミ社外取締役

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

消費者目線のマーケティング支援企業を設立し、企業のソーシャルメディア運営やeコマース関連のアドバイザーを務めるなど高い専門性と豊富な経験を有しております。また、今まで複数社の社外取締役にも就任され、企業経営に関する豊富な経験を有しております。2022年8月に当社社外取締役に就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程において少数株主やお客様目線に立った提言を行う等重要な役割を果たすだけでなく、任意の指名・報酬委員会においては委員として、独立した立場から豊富な経営経験に基づいた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。よって、選任後も、豊富な経験と知識を活かした監督および提言を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

7

再任

社外取締役

独立役員



## あきもと りな 秋元 里奈

生年月日	1991年1月21日生
所有する当社の株式数	403株
社外取締役在任期数	1年
(本総会終結時)	

### 略歴、地位および担当

2013年4月	(株)ディー・エヌ・エー入社
2016年11月	(株)ビビッドガーデン設立 代表取締役社長（現任）
2023年1月	農林水産省 地理的表示登録に係る学識経験者委員会 委員（現任）
2023年10月	内閣府 規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ（農林水産）専門委員（現任）
2023年10月	福岡市農林業振興審議会 委員（現任）
2023年12月	キユーピー(株) 経営アドバイザリーボード 社外委員（現任）
2024年8月	当社社外取締役（現任）
2024年12月	BS-TBS番組審議会 委員（現任）

### 重要な兼職の状況

(株)ビビッドガーデン代表取締役社長

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

農業の流通課題を解決する革新的な事業を立ち上げ、農業全体の価値向上と持続的な一次産業の確立を目指した事業サービスを牽引している経験・実績を有しております。また、若手ビジネスリーダーとして現存する社会課題に目を向け、様々な団体での活動を通じ、高い知見と見識を有しております。2024年8月に当社社外取締役に就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程においてお客様志向やイノベーション推進視点での提言を行う等重要な役割を果たすだけでなく、任意の指名・報酬委員会においては委員として、独立した立場から豊富な経営経験に基づいた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。よって、選任後も、ベンチャー企業でのスピード感とイノベーション創出の経験と知識を活かした監督および提言を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

## 候補者番号

8

新任

社外取締役

独立役員



いしざか のぶや  
**石坂 信也**

生年月日 1966年12月10日生  
 所有する当社の株式数 一株  
 社外取締役在任期数 一年  
 (本総会終結時)

## 略歴、地位および担当

1990年4月	三菱商事(株)入社
2000年5月	(株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長 (現任)
2012年6月	(株)インサイト 代表取締役社長
2013年8月	(株)ベンチャーリパブリック 取締役
2014年9月	(株)GDOゴルフテック (現(株)ゴルフダイジェスト・オンライン) 代表取締役社長
2015年4月	(株)インサイト 取締役
2015年5月	旧(株)ベルシステム24ホールディングス 取締役
2015年9月	(株)ベルシステム24ホールディングス 社外取締役 (現任)
2016年4月	GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役
2016年11月	キッズゴルフ(株) (現(株)ゴルフダイジェスト・オンライン) 代表取締役社長
2017年4月	GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (現任)
2017年11月	(一社) 日本スピードゴルフ協会 代表理事 (現任)
2018年7月	GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長 (現任)
2021年3月	(株)GDOゴルフテック (現(株)ゴルフダイジェスト・オンライン) 取締役

## 重要な兼職の状況

(株)ゴルフダイジェスト・オンライン代表取締役社長
(株)ベルシステム24ホールディングス社外取締役
GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長
(一社) 日本スピードゴルフ協会代表理事
GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長

## ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

オンラインメディア業界において、革新的なサービスを展開し、経営者として豊富な経験と実績を有しております。特に、国内外でのビジネスにおいてデジタル戦略やマーケティングに関する高い知見と見識を有しており、様々な組織において経営を行っていることから、多様な経験で培われた客観的な視点で監督及び提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

## ■ 株主のみなさまへ

このたび、アスクルの社外役員に就任するにあたり、重大な責任と大きな期待を感じております。私は2000年より、日本においてオムニチャネル型の小売展開に従事し、オンラインビジネス全般でも20年以上の経験を有しております。米国ではM&Aを通じて多店舗展開型のサービス業態を経営し、またテクノロジーを駆使して、ハードとソフトを融合した商品の販売企画等も手がけてまいりました。さらに、起業、企業変革、新規事業の推進、そして金融分野での経験も積んでおります。これらの多岐にわたる実務経験が私の視野を広げております。アスクルは通販分野の先駆者として私自身が長年にわたり研究対象としてきた企業であり、その企業理念や文化に深く共感しております。今後は、これまでの知見と経験を活かし、アスクルのさらなる成長と発展に貢献できるよう尽力してまいります。

「株主のみなさまへ」の全文は右記URLに掲載しております。 URL : <https://www.askul.co.jp/corp/investor/library/agm/>

候補者番号

9

新任

社外取締役

ひで  
秀まこと  
誠

生年月日	1979年1月23日生
所有する当社の株式数	一株
社外取締役在任期数 (本総会終結時)	一年

### 略歴、地位および担当

2002年3月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 入社
2018年4月	同社執行役員コマースカンパニー事業推進室長
2021年3月	(株)一休取締役
2022年4月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 常務執行役員CEO事業推進室長兼コマースグループ長
2023年8月	(株)一休取締役会長 (現任)
2023年10月	LINEヤフー(株)上級執行役員コマースカンパニーCEO (現任)
2024年6月	(株)ZOZO取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

LINEヤフー(株)上級執行役員コマースカンパニーCEO
(株)一休取締役会長
(株)ZOZO取締役

#### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

インターネットサービス業界における事業戦略及びグループ会社における企業経営で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております、当社グループの経営に活かした監督および提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

#### ■ 株主のみなさまへ

私はヤフーに入社以来、EC領域を中心に事業に取り組み、現在はLINEヤフーでコマース事業を統括しています。こうした知見を生かし、まず独立上場企業であるアスクルが透明性とスピードを兼ね備えた意思決定を継続できるよう、取締役会において健全なガバナンスを支えてまいります。また、LINEヤフーとのシナジーを最大限に引き出し、アスクルの飛躍的な成長に貢献します。人的交流、技術的な貢献、コマースサービス間のシームレスな連携による顧客接点の拡大を通じて、両社の強みを増幅させてまいります。さらに、大きく変化する社会の中でAIなどのテクノロジーを活用し、アスクルが圧倒的な生産性の向上と革新的な価値提供を実現できるよう尽力いたします。すべてのステークホルダーの皆さまとともに、より良い明日を築いてまいります。

「株主のみなさまへ」の全文は右記URLに掲載しております。 URL : <https://www.askul.co.jp/corp/investor/library/agm/>

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 市毛由美子、青山直美、秋元里奈、石坂信也、秀誠の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、市毛由美子、青山直美、秋元里奈の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。また、当社は、石坂信也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各取締役候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、任期途中の2025年10月に当該保険契約を更新する予定です。
4. 当社と取締役候補者の責任限定契約の概要  
当社は、市毛由美子、青山直美、秋元里奈の各氏との間で、損害賠償責任の限度額を3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏らが取締役に選任された場合、当社は同氏らとの間で引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。また、当社は、石坂信也氏、秀誠氏が取締役に選任された場合、同氏らとの間で同様の内容の契約を締結する予定です。
5. 当社は、取締役候補者である市毛由美子氏がパートナーを務めるのぞみ総合法律事務所、社外監査役を務める出光興産(株)、社外監査役を務めるオムロン(株)との間で、当社商品の販売取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合はいずれも0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。  
当社は、のぞみ総合法律事務所と法律顧問契約、訴訟代理契約等は締結しておらず取引はありません。また、出光興産(株)、オムロン(株)から当社に対する取引はありません。
6. 当社は、取締役候補者である青山直美氏が社外取締役を務める(株)イズミとの間で当社商品の販売取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引はありません。また、(株)イズミから当社に対する取引はありません。  
当社は、同氏が代表取締役を務める(有)スタイルビズとの取引はありません。
7. 当社は、取締役候補者である秋元里奈氏が代表取締役社長を務める(株)ビビッドガーデンとの間で当社商品の販売取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。また(株)ビビッドガーデンから当社に対する取引はありません。
8. 当社は、取締役候補者である石坂信也氏が代表取締役社長を務める(株)ゴルフダイジェスト・オンライン、社外取締役を務める(株)ベルシステム24ホールディングス、代表理事を務める一般社団法人日本スピードゴルフ協会との間で当社商品の販売取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。  
当社は、同氏が社外取締役を務める(株)ベルシステム24ホールディングスの子会社である(株)ベルシステム24よりサービスデスクに関する業務委託取引がありますが、当社連結仕入高に対する当該取引金額の割合は0.3%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。また、(株)ゴルフダイジェスト・オンライン、(株)ベルシステム24ホールディングス、一般社団法人日本スピードゴルフ協会から当社に対する取引はありません。
- 当社は、同氏が代表取締役社長を務めるGDO Sports, Inc. (米国)、取締役会長を務めるGolfTEC Enterprises, LLC (米国)との取引はありません。
9. 当社は、取締役候補者である秀誠氏が取締役会長を務める(株)一休、取締役を務める(株)ZOZOとの間で当社商品の販売取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。また、(株)一休、(株)ZOZOから当社に対する取引はありません。
10. 取締役候補者の所有する当社の株式数は2025年5月20日現在のものです。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名および性別	現在の当社における地位
1 新任	いまむら としお 今村 俊郎 (男性)	監査役
2 新任	つかはら かずお 塙原 一男 (男性)	社外取締役 独立役員 社外取締役
3 新任	あさえだ よしたか 浅枝 芳隆 (男性)	社外取締役 独立役員 社外監査役
4 新任	なかがわ みゆき 中川 深雪 (女性)	社外取締役 独立役員 社外監査役

候補者番号

1

新任

いまむら としお  
**今村 俊郎**

生年月日 1953年3月28日生  
所有する当社の株式数 195,230株



### 略歴、地位および担当

- 1977年3月 プラス(株)入社  
1999年8月 当社取締役  
2005年8月 当社執行役員  
2012年8月 当社経理財務担当取締役、情報開示担当取締役、CSO（チーフ・セキュリティ・オフィサー）  
2014年8月 当社リスク担当取締役、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する責任者  
2015年6月 当社人事担当取締役  
2017年8月 当社常勤監査役（現任）

### 重要な兼職の状況

該当事項はありません

#### ■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

1999年8月に当社取締役に就任以来、経理財務、情報開示、リスク、人事担当の取締役、CSO（チーフ・セキュリティ・オフィサー）および当社グループ企業の取締役を歴任し、当社グループにおける豊富な業務経験と経営に関する知見を有しております。2017年8月以降は、当社の常勤監査役として業務執行の監督機能を適切に果たしていることから、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断いたしました。

候補者番号

2

新任

社外取締役

独立役員



### 略歴、地位および担当

- 1974年4月 石川島播磨重工業㈱（現㈱IHI）入社  
 2008年4月 同社取締役常務執行役員経営企画部長  
 2009年4月 同社取締役経営企画、広報・IR、人事関連事項担当  
 2012年4月 同社代表取締役副社長社長補佐  
 　　調達・内部監査・プロジェクト管理関連事項  
 　　人事関連事項担当  
 2015年2月 (㈱)不二越社外取締役  
 2017年3月 DIC(㈱)社外取締役  
 2020年3月 当社社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

該当事項はありません

つかはら かずお  
**塚原 一男**

生年月日 1950年4月17日生  
 所有する当社の株式数 2,971株  
 社外取締役在任期数 5年5ヶ月  
 (本総会終結時)

#### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

グローバルに事業展開する重工業メーカーにおいて、海外駐在の経験を含め幅広い業務を担当された後、同社の代表取締役副社長を務められました。また、今まで複数社の社外取締役にも就任され、企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識・倫理観を有しております。さらに、2020年3月に当社社外取締役に就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程において重要な役割を果たすだけでなく、任意の指名・報酬委員会の委員長として、また筆頭独立社外取締役として独立した立場から会議での活発な対話を主導する等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。よって、選任後も、豊富な経験と知識を活かした監督および提言を行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

候補者番号

3

新任

社外取締役

独立役員

あさえだ よしたか  
**浅枝 芳隆**

生年月日 1956年1月17日生  
 所有する当社の株式数 一株



### 略歴、地位および担当

1978年9月	新光監査法人入所
1985年10月	米国Price Waterhouse LLP入所 (現Price Waterhouse Coopers LLP)
1994年7月	同所パートナー
1996年6月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
1997年6月	同所代表社員
2013年7月	Deloitte Touche Tohmatsu EMEA Regional Leader, Japanese Services Group(日本企業部欧州中東アフリカ総括)
2017年6月	浅枝芳隆公認会計士事務所開設 所長(現任)
2017年6月	SBIホールディングス(株)社外取締役
2019年11月	ウイングアーク1st(株)社外監査役(現任)
2019年12月	(株)島根銀行社外取締役(現任)
2020年8月	当公社外監査役(現任)
2023年8月	SBI地銀ホールディングス(株)非常勤監査役(現任)

### 重要な兼職の状況

浅枝芳隆公認会計士事務所所長  
 ウイングアーク1st(株)社外監査役  
 (株)島根銀行社外取締役

#### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として、グローバルな会計・監査等の実務経験および専門的な知見を有しており、グローバル組織におけるマネジメント経験に加え、これまで複数社において社外取締役や社外監査役を務めております。2020年8月以降は、当公社外監査役として、高い専門性と豊富な実務経験に基づき、適切に業務執行の監査機能を果たしていることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

候補者番号

4

新任

社外取締役

独立役員

なかがわ  
中川みゆき  
深雪

生年月日

1964年11月22日生

所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位および担当

- 1990年4月 東京地方検察庁検事  
 2008年4月 法務省大臣官房司法法制部参事官  
 2011年1月 内閣官房副長官補室内閣参事官  
 2013年4月 東京高等検察庁検事  
 2013年8月 さいたま地方検察庁総務部長  
 2015年4月 中央大学法科大学院特任教授  
 2019年4月 中央大学法科大学院教授（現任）  
 2019年4月 弁護士登録  
 2019年5月 香水法律事務所所長（現任）  
 2019年6月 日東工業㈱社外取締役（現任）  
 2021年6月 日産化学㈱社外取締役（現任）  
 2021年6月 (㈱)ファンケル社外監査役  
 2022年6月 (㈱)新生銀行 (現(㈱)SBI新生銀行) 社外監査役（現任）  
 2022年8月 当社社外監査役（現任）

## 重要な兼職の状況

中央大学法科大学院教授

香水法律事務所所長

日東工業㈱社外取締役

日産化学㈱社外取締役

(㈱)SBI新生銀行社外監査役

## ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

東京地方検察庁など検事として長年にわたり法曹界での実務経験を有しており、法曹としての専門性に加え、複数社の社外取締役・社外監査役を務めております。2022年8月以降は、当社社外監査役として、高い専門性と客観的・中立的な立場で適切に業務執行の監査機能を果たしていることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 塚原一男、浅枝芳隆、中川深雪の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、塚原一男、浅枝芳隆、中川深雪の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 浅枝芳隆、中川深雪の各氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、各氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、浅枝芳隆氏は5年、中川深雪氏は3年となります。
4. 当社は、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、監査等委員である取締役候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、任期途中の2025年10月に当該保険契約を更新する予定です。
5. 当社と監査等委員である取締役候補者との責任限定契約の概要  
当社は、今村俊郎、浅枝芳隆、中川深雪の各氏との間で、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏らが監査等委員である取締役に選任された場合、同氏らとの間で損害賠償責任の限度額を3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。また、当社は、塚原一男氏との間で、損害賠償責任の限度額を3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏との間で引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
6. 当社は、監査等委員である取締役候補者である浅枝芳隆氏が所長を務める浅枝芳隆公認会計士事務所、社外監査役を務めるウイングアーク1st(株)、社外取締役を務める㈱島根銀行との間で、当社商品の販売取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合はいずれも0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。ウイングアーク1st(株)との間で、システム利用に関する取引がありますが、当社連結仕入高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。また、浅枝芳隆公認会計士事務所、㈱島根銀行から当社に対する取引はありません。
7. 当社は、監査等委員である取締役候補者である中川深雪氏が法科大学院で教授を務める中央大学、所長を務める香水法律事務所、社外取締役を務める日東工業(株)、日産化学(株)および社外監査役を務める㈱SBI新生銀行との間で、当社商品の販売取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合はいずれも0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。また、中央大学、香水法律事務所、日東工業(株)、日産化学(株)、(㈱)SBI新生銀行から当社に対する取引はありません。当社は、香水法律事務所と法律顧問契約、訴訟代理契約等は締結しておりません。
8. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は2025年5月20日現在のものです。

(ご参考) 役員の構成 (2025年8月5日以降の予定)

第3号議案および第4号議案が承認された場合の当社の取締役が有している専門性・経験は以下のとおりであります。

なお、以下の一覧表は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

氏名	当社における地位	スキル・経験									
		経営戦略	ESG・サステナビリティ	eコマース	商品	物流	M&A	グローバル	財務・会計	IT・DX	人事・労務・人材開発
吉岡 晃	代表取締役社長 CEO	●		●	●		●				
玉井 繼尋	取締役CFO	●	●				●		●		●
川村 勝宏	取締役COO	●		●	●	●	●		●		
保苅 真一	取締役CTO			●					●		
市毛 由美子	社外 独立 社外取締役		●							●	●
青山 直美	社外 独立 社外取締役		●	●	●						
秋元 里奈	社外 独立 社外取締役	●	●	●							
石坂 信也	社外 独立 社外取締役	●		●			●	●	●		
秀 誠	社外 社外取締役	●		●			●		●		
今村 俊郎	監査等委員	●								●	
塚原 一男	社外 独立 監査等委員	●					●	●		●	
浅枝 芳隆	社外 独立 監査等委員						●	●	●		
中川 深雪	社外 独立 監査等委員		●								●

(注) 当社は、市毛由美子、青山直美、秋元里奈、塚原一男、浅枝芳隆および中川深雪の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、当社は石坂信也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年8月3日開催の第53回定時株主総会において、年額8億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することとなります。こうした体制変更や昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額6億5千万円以内（うち社外取締役分は1億3千万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員の状況(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行ふことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみといたします。

現在の取締役は10名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

## 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の設定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年8月3日開催の第53回定時株主総会において、年額8億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬を含まない。）とご承認をいただいております。

また、2023年8月4日開催の第60回定時株主総会および2024年8月8日開催の第61回定時株主総会において、上記の報酬限度額の枠内において、当社取締役の譲渡制限付株式報酬額（業績条件付譲渡制限付株式報酬、ESG指標達成を譲渡制限の解除条件としたESG指標型譲渡制限付株式報酬および勤務継続型譲渡制限付株式報酬）として、年額1億6千万円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まない。）、付与される当社普通株式の総数は年100,000株以内とご承認を頂いております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「付与対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式付与のための報酬等につき改めて設定することをお願いするものであります。

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員報酬における株式報酬比率を確実に高め、株主の皆様との利益の一一致を図り、企業価値の持続的な成長を推進することを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年間6億5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の枠内で、当社の付与対象取締役に対して、以下のとおり、業績条件付譲渡制限付株式報酬、ESG指標達成を譲渡制限の解除条件としたESG指標型譲渡制限付株式報酬および業績条件を付さず3年間から5年間までの間で当社取締役会が予め定める譲渡制限期間における勤務継続を解除条件とした勤務継続型譲渡制限付株式報酬を支給することができることをいたしたいと存じます。

本議案に基づき、監査等委員である取締役および社外取締役を除く付与対象取締役に対して譲渡制限付株式の取得と引換えにするために支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額は、業績条件付譲渡制限付株式報酬、ESG指標型譲渡制限付株式報酬および勤務継続型譲渡制限付株式報酬をあわせて年額1億6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とともに、付与される当社普通株式の総数については、業績条件付譲渡制限付株式報酬、ESG指標型譲渡制限付株式報酬および勤務継続型譲渡制限付株式報酬をあわせて年100,000株以内といたします。本議案に基づき、ご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬額と合わせた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額6億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。また、各付与対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員の状況(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。当社は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」および本議案の承認可決を条件として、その内容を、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」および本議案に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、かかる変更後の方針に沿った内容の報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっており、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

当社の現在の取締役は10名（うち社外取締役5名）でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されると、付与対象取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名となります。

## &lt;譲渡制限付株式報酬の概要&gt;

付与対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当

社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

#### （1）譲渡制限期間

付与対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （2）退任又は退職時の取扱い

付与対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、定年退職、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （3）譲渡制限の解除、無償取得

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、付与対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該付与対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、定年退職、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、下記（5）「条件不達成の場合の取扱い」を本割当契約に含める場合には、下記（5）において定めた条件を踏まえ合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、付与対象取締役に非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

#### （4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （5）条件不達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め一定の条件（業績条件、E S G指標に係る条件その他の指名・報酬委員会の諮問を経て設定する条件）を設定した場合において、当社の取締役会において定める本譲渡制限期間の満了日までに、当該条件を達成することが出来なかつた場合、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

#### （6）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

#### (1) 事業の状況

当社グループが属するeコマース市場は、様々な技術革新とお客様の行動の変化により急速に進化しております。ビッグデータやAIを活用した分析・サービス普及が進む中で顧客体験が増加し、また、サステナブルに関連した商品の需要等お客様別のニーズが高まっており、求められる価値に配慮した選択肢を提供する会社がお客様の支持を得ながら、市場全体は引き続き成長しております。

このような状況の中、当社グループは、当連結会計年度が中期経営計画（2022年5月期～2025年5月期）の最終年度にあたり、売上高、営業利益ともに過去最高額の更新を目指してまいりました。当連結会計年度においては、主力であるASKUL事業におけるお客様数の減少および従来型オフィス商材の需要の伸び悩みを背景に売上高成長率が鈍化したものの、お客様購入単価が伸長し売上高は過去最高額を更新しました。売上高再成長を図るためDXによる価格適正化やお客様ニーズに応える品揃え拡大、オリジナル商品の強化等に取り組んでおり、施策の実行スピードを加速させてまいりました。また、期初計画通りではありますが、関東圏の物流センター再編のスタートとして2025年6月に稼働しました「ASKUL関東DC」の準備費用の発生に対して、為替影響等による仕入原価上昇に伴い売上総利益で当該費用を吸収するまでには至らず営業利益は減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高4,811億1百万円（前期比2.0%増）、営業利益140億4百万円（前期比17.4%減）、経常利益138億16百万円（前期比17.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益90億68百万円（前期比52.6%減）となりました。

売上高

**4,811 億円** (前期比 2.0% ↗)

経常利益

**138 億円** (前期比 17.2% ↗)

営業利益

**140 億円** (前期比 17.4% ↗)

親会社株主に帰属する当期純利益

**90 億円** (前期比 52.6% ↗)

## 🛒 eコマース事業

**売上高4,722億31百万円**

(前期比： 2.1%増)

**営業利益 142億55百万円**

(前期比： 16.6%減)

### 主要な事業内容

OA・PC用品、事務用品、オフィス生活用品、オフィス家具、食料品、酒類、医薬品、化粧品、MR商品、ペット用品等の販売

**ASKUL**

 Alpha Purchase

**LOHACO**  
by ASKUL

 charm

**FEED**



長崎県対馬の海洋プラスチックを再資源化し活用した商品



アスクルオリジナル  
やさしいバスケット、  
連結ワンハンドペール47L



アスクルオリジナル  
大人用紙おむつ

当連結会計年度のeコマース事業については、売上高は、4,722億31百万円（前期比2.1%増）と堅調に伸長しました。一方、当連結会計年度の下期以降改善しているものの為替影響等による売上総利益率の低下に加えて、2025年6月に稼働した「ASKUL関東DC」に係る地代家賃の固定費の増加等もあり、営業利益は142億55百万円（前期比16.6%減）となり、增收減益となりました。売上高、営業利益の状況は、主に以下のとおりです。なお、当連結会計年度よりeコマース事業の売上高について「ASKUL事業」「LOHACO事業」「グループ会社・内部取引消去」の区分に変更しております。

#### ①売上高

a. ASKUL事業 3,584億63百万円

- ・従来型オフィス用品（オフィス家具、インクやトナー、文具など）に対する需要は伸び悩むも、生活用品、メディカルは堅調に推移し、前期比1.5%の伸長
- ・仕入原価の高騰を背景とした断続的な商品値上げや配送バー（注）改定等によりお客様単価は前期比で増加、一方、お客様数は当第4四半期連結会計期間では回復しているものの前期比で減少
- ・中小企業向け売上高は需要回復遅れによる購買金額に伸び悩みも、中堅大企業向け売上高は堅調に推移

b. LOHACO事業 368億42百万円

- ・LINEヤフー株式会社と連携した販促施策等の効果もあり、前期比1.9%の伸長

c. グループ会社・内部取引消去 769億25百万円

- ・株式会社アルファパーチェス、フィード株式会社の売上高が堅調に推移し、前期比5.6%の伸長

#### ②営業利益

営業利益は、142億55百万円と前期比で28億42百万円減少しておりますが、主に、売上総利益率が24.8%と前期比で0.5ポイント低下したこと、固定費が増加した影響等により販管費比率が21.8%と前期比で0.2ポイント増加したことによるものであり、内容は以下のとおりです。

- ・コピー・ペーパー等の輸入商品について、為替影響により仕入原価が増加し、売上総利益率が低下
- ・前期に実施した配送バー改定後もお客様のまとめ買いが継続しており、一箱あたりの売上単価が改善するとともに、売上高配送費比率が低下し、配達費を削減
- ・「ASKUL関東DC」の賃借開始により、地代家賃や来期稼働に向けた準備費用（合計17億30百万円）が発生



## ロジスティクス事業

売上高 **82億15百万円**

(前期比：4.0%減)

営業損失 **2億99百万円**

(前期比： - )

### 主要な事業内容

企業向け物流・小口貨物輸送サービス

**ASKUL Logist**

ASKUL LOGIST株式会社の当社グループ外の物流業務受託の売上高は減収となりました。サービス価格の見直しや生産性の向上等により採算性の改善を進めたものの、減収を吸収するには至らず、減益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は82億15百万円（前期比4.0%減）、営業損失は2億99百万円（前期は営業損失1億46百万円）となっております。



ASKUL関東DC  
(埼玉県上尾市)



## その他

売上高 **20億30百万円**

(前期比：4.0%増)

営業利益 **99百万円**

(前期比：241.5%増)

### 主要な事業内容

水の製造販売

**嬬恋銘水**

嬬恋銘水株式会社での飲料水の販売が新商品を含め堅調に推移しました。営業利益は生産性の一層の向上により大幅な増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は20億30百万円（前期比4.0%増）、営業利益は99百万円（前期比241.5%増）となっております。



LOHACO  
Water 210ml  
ラベルレス

(注) 基本配送料を当社が負担する注文金額基準。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は127億65百万円で、その主なものは以下のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要な設備

ASKUL事業 新アスクルWEBサイト構築 (eコマース事業) 5億85百万円

### ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

ASKUL関東DC 新設 (eコマース事業) 49億82百万円

基幹システムリプレイス (eコマース事業) 24億90百万円

ASKUL事業 新アスクルWEBサイト構築 (eコマース事業) 6億52百万円

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期借入金41億99百万円を返済する一方、手許流動性の確保および将来の成長資金等として金融機関から長期借入金66億35百万円を調達しました。

## 2. 財産および損益の状況

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区分	分	2022年5月期 2021年5月21日から 2022年5月20日まで	2023年5月期 2022年5月21日から 2023年5月20日まで	2024年5月期 2023年5月21日から 2024年5月20日まで	2025年5月期 (当連結会計年度) 2024年5月21日から 2025年5月20日まで
売上高	(百万円)	428,517	446,713	471,682	481,101
経常利益	(百万円)	14,270	14,448	16,677	13,816
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,206	9,787	19,139	9,068
1株当たり当期純利益	(円)	90.83	100.43	196.47	95.45
総資産	(百万円)	188,024	227,506	243,062	227,782
純資産	(百万円)	57,271	66,876	81,336	81,254
自己資本比率	(%)	30.2	28.2	32.2	34.2
1株当たり純資産額	(円)	582.43	658.20	808.88	831.73
<b>売上高</b>		(単位:百万円)			
428,517	446,713	471,682	481,101		
2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期		
<b>経常利益</b>		(単位:百万円)			
14,270	14,448	16,677	13,816		
2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期		
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		(単位:百万円)			
9,206	9,787	19,139	9,068		
2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期		
<b>1株当たり当期純利益</b>		(単位:円)			
90.83	100.43	196.47	95.45		
2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期		
<b>総資産</b>		(単位:百万円)			
188,024	227,506	243,062	227,782		
2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期		
<b>純資産</b>		(単位:百万円)			
57,271	66,876	81,336	81,254		
2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期		

### 3. 対処すべき課題

当社は、2025年7月4日に「2026年5月期～2029年5月期中期経営計画（以下、新中期経営計画）」を策定し、公表いたしました。

新中期経営計画の策定にあたっては、まずは、長期的視点で当社が何を実現したいのかというビジョンについて議論を重ねました。

創業以来、全社に根付いているDNA「お客様のために進化する」の根源にある

・創業の精神である中小事業所に大企業並みのサービスを提供すること等、お客様のお困りごとを解決したいという意志。

・1 box for 2 trees project（お客様のコピー用紙1箱ご購入に対して、2本植林し、育てて、収穫して、コピー用紙をつくる仕組み）に代表される社会的責任を果たすこと。

・自社で蓄積したビッグデータをパートナー企業と共有する等、共創によって新たな価値を社会に還元すること。

といったアスクルらしさを発展させ、働くひとの自己実現をサポートすることで幸せなひとを増やしたいという想いを込めて、2050年ビジョンを「誰もがうれしい自分を次々と実現できる社会をつくる。」と定めました。

そして、中間地点である2035年のあるべき姿を「Beyond Retail～小売を超えて、働くを革新する～」と位置づけ、バックキャストにて2026年5月期から2029年5月期までの4年間に取り組むべき経営方針を新たな中期経営計画として策定いたしました。

生産労働人口の減少、AI/テクノロジーの進化等、社会を取り巻く環境は加速度的に変化しております。当社はこれからも時代の変化によって生み出されるお客様のお困りごとの解決をサポートし、誰もが何度も「うれしい」状態になれるような社会を目指してまいります。

前中期経営計画「2022年5月期～2025年5月期」では、最終年度である2025年5月期には、連結売上高5,500億円、連結営業利益率5%、連結株主資本利益率（ROE）20%を計画しておりました。高い目標を設定したことでの成長は加速し、2022年5月期～2024年5月期の連結売上高、連結営業利益は過去最高を更新しました。特に、物流効率化等によりASKUL事業、LOHACO事業ともに限界利益率は計画を上回り、利益構造は着実に良化し、LOHACO事業は2023年5月期に計画通り営業黒字を実現しました。

しかしながら、新アスクルWEBサイト（システム）の投資額増加に伴う償却費負担の増加およびソロエルアリーナサイトのオープン化効果の計画未達や、商材拡大（アイテム数）偏重による新規投入商品の低稼働、黒字化優先によるLOHACO事業の売上計画未達、「ASKUL関東DC」立ち上げによる固定費増などにより、前中期経営計画の最終数値計画（2025年5月期）は未達となりました。

直近の課題として、仕入原価の高騰を背景とした断続的な商品値上げや配送バーの改定によるお客様数の減少、新規投入したMRO（注1）等の専門商材の低稼働、中堅・大企業向け購買プラットフォーム市場における当社売上高の伸び悩みなどを認識しており、新たな中期経営計画ではこれらの課題に対応することでさらなる成長を目指します。

当社グループの強みとしては、多様な業種・企業規模のお客様の購買ビッグデータの蓄積、全国で当日・翌日配送を可能にする高度に自動化された独自の物流基盤、競合他社との差別化を強化するオリジナル商品の開発能力、エージェントの全国各地における強固な営業基盤等があり、今後は強みをさらに活かして成長領域に徹底的に注力し、新たな価値を創造してまいります。

新たな中期経営計画では、主に以下2つのテーマに取り組むことで、最終年度である2029年5月期には、連結売上高6,000億円、連結営業利益率5%、連結株主資本利益率（ROE）20%を目指してまいります。

### (1) リテール事業の再成長

ASKUL事業の戦略ターゲットは、お客様のロイヤリティと成長率が高く、市場のポテンシャルも大きい医療・介護、宿泊、飲食などの対人サービス業種と定めました。また、重点商材領域は、お客様からのご要望が多く、幅広いお客様業種でご利用いただける「仕事場の日用品」と定めました。この領域は市場規模が大きく、BtoB、BtoC共通のニーズも多いことからオリジナル商品の開発がしやすい点も特徴となります。重要テーマは、ニーズに即した品揃え強化、価格競争力があるオリジナル商品による差別化、売り場の利便性強化となり、BtoB市場における多面的な協業検討も開始いたします。

LOHACO事業は、ASKUL事業の規模を活かしたオリジナル商品の提供、ASKUL事業との物流一本化による納期短縮、LINEヤフー株式会社との協業による進化、販売チャネルの拡大により健全な成長による企業価値向上を目指してまいります。

事業を支える物流戦略は、物流ネットワークのさらなる進化により、物流品質向上とコスト低減を図ります。

またビッグデータ活用による業務効率化を進化させ、AI AGENTによるサービス革新を目指してまいります。

### (2) 新たな価値提供領域の確立

2035年においては、既存のリテール事業を強化することに加えて、あらゆる業種に幅広くご利用いただいている強固な顧客基盤やバリューチェーンの各プロセスで蓄積したデータ、商品力・物流力・営業力などのアセットを活用し、企業の従業員や企業のお客様に向けたソリューションビジネスを、積極的に推進いたします。

新たな価値提供領域の確立のため、2026年5月期期初にCEO直轄に組織を新設しPOC（注2）を積極推進するとともに、成長投資枠最大1,000億円の活用によるM&Aや他社協業を積極的に推進し、2035年における既存事業領域と新規事業領域の利益割合（EBITDAベース）50:50を目指してまいります。

(注) 1 Maintenance, Repair and Operationsの頭文字をとった略称で、工場・建設現場・倉庫等で使用される消耗品・補修用品等の間接材全般を指します。

2 Proof of Conceptの頭文字をとった略称で、新しい技術やアイデア等の実現可能性を検証することを指します。

## 4. 主要な事業所 (2025年5月20日現在)

### (1) 当社

本社	東京都江東区
仙台DMC	宮城県仙台市宮城野区
ASKUL関東DC	埼玉県上尾市
ASKUL三芳センター	埼玉県入間郡三芳町
ASKUL Value Center 日高	埼玉県日高市
ASKUL東京DC	東京都江戸川区
DCMセンター	東京都江東区
ASKUL Logi PARK 横浜	神奈川県横浜市鶴見区
名古屋センター	愛知県東海市
大阪DMC	大阪府大阪市此花区
ASKUL Value Center 関西	大阪府吹田市
ASKUL Logi PARK 福岡	福岡県福岡市東区

(注) 2025年5月21日付で、下記のとおり物流センターの名称を変更しております。

旧名称	新名称
仙台DMC	ASKUL仙台DC
ASKUL Value Center 日高	ASKUL日高DC
DCMセンター	ASKUL青海DC
ASKUL Logi PARK 横浜	ASKUL横浜DC
名古屋センター	ASKUL名古屋DC
大阪DMC	ASKUL大阪DC
ASKUL Value Center 関西	ASKUL関西DC
ASKUL Logi PARK 福岡	ASKUL福岡DC

### (2) 子会社

ASKUL LOGIST株式会社	東京都江東区
株式会社アルファパークエス	東京都港区
株式会社チャーム	群馬県邑楽郡邑楽町
ビジネスマート株式会社	東京都江東区
嬬恋銘水株式会社	群馬県吾妻郡嬬恋村
ソロエル株式会社	東京都江東区
株式会社AP67	神奈川県横浜市西区
フィード株式会社	神奈川県横浜市西区

## 5. 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ASKUL LOGIST株式会社	90百万円	100.0%	当社物流センター庫内運営および小口配達業務
株式会社アルファパーチェス	585百万円	62.3%	MRO商材の販売、ファシリティマネジメント事業
株式会社チャーム	10百万円	100.0%	ペット用品や生体の通信販売
ビジネススマート株式会社	93百万円	100.0%	当社エージェント
嬬恋銘水株式会社	80百万円	100.0%	水の製造販売
ソロエル株式会社	80百万円	100.0%	ソロエルエンタープライズの営業代行
株式会社AP67	100百万円	85.0%	経営コンサルティング業、有価証券の取得、保有、運用、管理および売買
フィード株式会社	43百万円	100.0%	歯科材料、医療機器、医薬品等の販売

(注) フィード株式会社の株式は、株式会社AP67を通じての間接所有となっております。

## 6. 従業員の状況 (2025年5月20日現在)

区分	当連結会計年度末 従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,230名	6名増	43.0歳	9.1年
女 性	1,467名	4名増	41.5歳	8.1年
合計または平均	3,697名	10名増	42.4歳	8.7年

## 7. 主要な借入先および借入額 (2025年5月20日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	8,999
株式会社横浜銀行	2,499
株式会社滋賀銀行	2,000
株式会社千葉銀行	1,717
株式会社群馬銀行	1,549
大阪府信用農業協同組合連合会	1,000
株式会社京都銀行	516
株式会社みずほ銀行	500
株式会社北陸銀行	500
三井住友信託銀行株式会社	328

## 8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の状況に関する事項

### 1. 株式の状況 (2025年5月20日現在)

#### (1) 発行可能株式総数

169,440,000株

#### (2) 発行済株式の総数

94,771,300株

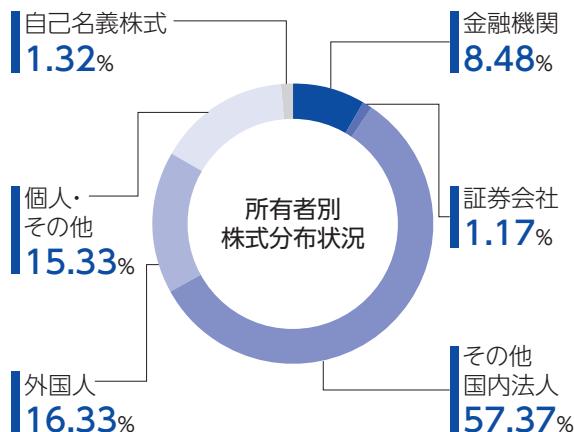
(注) 発行済株式の総数には、自己株式1,245,700株が含まれております。

#### (3) 株主数

62,065名 (前事業年度末比20,384名増)

#### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
LINEヤフー株式会社	43,808	46.84
プラス株式会社	10,331	11.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) <sup>(注)3</sup>	5,561	5.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,257	2.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	1,480	1.58
岩田 彰一郎	1,306	1.40
今泉 英久	1,233	1.32
今泉 忠久	1,232	1.32
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) <sup>(注)4</sup>	1,211	1.30
野村信託銀行株式会社 (投信口) <sup>(注)3</sup>	883	0.94



(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) および野村信託銀行株式会社 (投信口) の持株数は、全て信託業務に係るものです。

4. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数には、信託業務に係る株式数1,202千株が含まれております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社取締役、執行役員および当社連結子会社の取締役に対して業績運動報酬（譲渡制限付株式）として、2024年8月30日付で当社普通株式23,600株を交付しております。この譲渡制限付株式は、2027年8月29日までの間、譲渡等の処分をすることができないものとされております。上記のうち、当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。なお、社外取締役および監査役に対する交付はありません。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	11,600 株	3名

## 2. 新株予約権等の状況

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2025年5月20日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉岡 晃	C E O(最高経営責任者) フィード株式会社 取締役
取締役	玉井 繼尋	C F O(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー) リスク担当 経理財務担当 情報開示担当 経営・品質KPI担当 執行役員 コーポレート本部長 株式会社アルファパークエス 取締役 株式会社AP67 取締役 株式会社デンタルホールディング 取締役
取締役	川村 勝宏	C O O(最高執行責任者) 執行役員 営業本部長 ソロエル株式会社 代表取締役社長
取締役	保苅 真一	C T O(チーフ・テクノロジー・オフィサー) 執行役員 ECプロダクト本部長
取締役	市毛 由美子	のぞみ総合法律事務所 パートナー 出光興産株式会社 社外監査役
取締役	後藤 玄利	Kotozna株式会社 代表取締役 語朋科技(珠海)有限公司 董事長 Kotozna Singapore Pte Ltd Managing Director
取締役	塚原 一男	
取締役	青山 直美	有限会社スタイルビズ 代表取締役 株式会社イズミ 社外取締役
取締役	秋元 里奈	株式会社ビビッドガーデン 代表取締役社長
取締役	輿水 宏哲	
監査役 (常勤)	今村 俊郎	
監査役	浅枝 芳隆	浅枝芳隆公認会計士事務所 所長 ワインディングアーク 1 s t 株式会社 社外監査役 株式会社島根銀行 社外取締役
監査役	中川 深雪	香水法律事務所 所長 中央大学法科大学院 教授 日東工業株式会社 社外取締役 日産化学株式会社 社外取締役 株式会社SBI新生銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役 市毛由美子、後藤玄利、塚原一男、青山直美、秋元里奈の各氏は社外取締役であります。  
2. 監査役 浅枝芳隆、中川深雪の両氏は社外監査役であります。  
3. 監査役 浅枝芳隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、市毛由美子、後藤玄利、塚原一男、青山直美、秋元里奈、浅枝芳隆、中川深雪の各氏を、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
5. 今泉忠久氏は2024年8月8日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。それぞれ締結した責任限定契約の概要は次のとおりです。

### a. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとします。

当社は、市毛由美子、後藤玄利、塚原一男、青山直美、秋元里奈、輿水宏哲の各氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。

### b. 監査役の責任限定契約

監査役は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとします。

当社は、今村俊郎、浅枝芳隆、中川深雪の各氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、市場水準、企業業績および個人業績を勘案し、年間金銭報酬額を決定します。社外取締役を除く取締役の年間金銭報酬額は、固定部分としての基本報酬（月次報酬）と業績連動報酬で構成され、基本報酬は、市場水準や期待する役割を反映して個別に決定しています。業績連動報酬については、業績評価の指標として連結EBITDAを採用し、年度目標の達成率に個別評価を掛け合わせ年間金銭報酬総額を決定し、その額から固定部分としての基本報酬を差し引いた額を業績連動報酬として役員総報酬限度額の範囲内で支給しております。また、各事業年度の業績連動報酬の額の算定方法は、各事業年度の前事業年度の連結EBITDAの年度目標達成率の±15%（達成率85%～115%）幅において年間金銭報酬総額の下限と上限を設定し、この達成率に比例して決定された年間金銭報酬総額に各事業年度の前事業年度の個人評価を掛け合わせた額から基本報酬額（固定部分）を差し引いた額を業績連動報酬額として決定しております。当事業年度の業績連動報酬の算定の基礎となった前事業年度の連結EBITDAの実績値は277億円（目標達成率102.9%）となり上限に対して77%での支給となりました。業績評価の指標として連結EBITDAを採用しているのは、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に必要な投資は積極的に行いながら収益性を確保することを目指していることを理由としております。なお、当社は、総報酬に占める業績連動報酬の割合は固定せず、当社の連結年度業績が目標を上回るにつれて、取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の割合が大きくなる設計としております。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして株主の皆様との一層の価値共有を進める目的とし、「譲渡制限付株式報酬（業績条件付）」制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬（業績条件付）の付与に際しては、取締役がより高い目標を達成し、当社グループを大きく発展させることに資するようになるため、一定の業績条件達成を譲渡制限解除の要件とすることを基本の方針としております。譲渡制限付株式報酬（業績条件付）の付与金額および株式数については、譲渡制限付株式報酬（業績条件付）の付与金額が月次報酬（年額）の15%相当額となる額をベースとし、役職、期待する役割および株価の動向等を勘案し「指名・報酬委員会」にて審議し取締役会で決定しております。

2025年5月期において取締役に付与した譲渡制限付株式報酬の内容は、以下のとおりです。

2025年5月期より、従前の譲渡制限付株式報酬（業績条件付株式報酬）、ESG指標の達成を譲渡制限の解除条件としたESG指標型譲渡制限付株式報酬に加え、業績条件を付さず3年間から5年間までの当社取締役会が予め定める譲渡制限期間における勤務継続を解除条件とした勤務継続型譲渡制限付株式報酬も支給することができますこととしており、2025年5月期においては、業績条件付株式報酬に変えて、勤務継続型譲渡制限付株式報酬を支給しております。また、ESG目標の達成をさらに実効性のあるものとするため、譲渡制限付株式報酬（ESG条件付）を追加で付与しております。ESG条件に係る目標については、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）の側面における当社の重点テーマを掲げており、これらの指標は毎年見直しを図ることしております。

なお、社外取締役と監査役の報酬については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしています。

##### （譲渡制限付株式報酬（勤務継続条件付）の内容）

###### （1）譲渡制限期間

2024年8月30日～2027年8月29日

###### （2）勤務継続条件

（a）本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、執行役

員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったこと  
(b)(a)にかかわらず、本譲渡制限期間中、2025年8月21日以後に、任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由（自己都合によるものはこれに含まれない）により、当社又は当社の連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合

(譲渡制限付株式報酬（E S G条件付）の内容)

(1)譲渡制限期間

2024年8月30日～2027年8月29日

(2) E S G条件（当社が掲げるマテリアリティ（重点課題）に関連する以下5項目のうち、3項目以上を達成すること。なお、評価指標とするE S G項目については、毎年見直しをはかることとします）

(a)2025年5月期1年間の1箱あたり商品数の増加を通じた配達個数の低減目標（1個あたり行数目標）を達成していること

(b)2025年5月期1年間の環境スコア付商品に関する総スコア目標を達成していること

(c)2025年5月期実施のエンゲージメントサーベイにおける総合スコア目標（67.4点以上）を達成していること

(d)2025年末時点で女性管理職比率目標（30.0%）を達成していること

(e)2025年5月期実施の外部機関（F T S E）による評価において、ガバナンス項目スコアが前年（4.0）以上であること

(2)取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年8月3日開催の第53回定時株主総会において年額8億円以内（ただし、使用者分給与を含まない。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名。）と決議いただいております。また、2024年8月8日開催の第61回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、当該報酬限度額（年額8億円）の範囲内にて、年額1億60百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、うち社外取締役5名。）、付与される当社普通株式の数は年100,000株以内と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2001年8月10日開催の第38回定時株主総会において年額80百万円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名。）と決議いただいております。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

当社は、当社および当社グループの適切な経営体制の構築および経営の透明性の確保に資することを目的に、取締役会の任意の常設諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置しております。

取締役の報酬の方針については、「指名・報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役の個別の報酬額については、「指名・報酬委員会」にて審議のうえ、取締役会の決議により「指名・報酬委員会」の意見を尊重して決定しております。

「指名・報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として、すべての独立社外取締役およびC E Oで構成され、取締役、監査役ならびに重要な役職員の選任および解任に関する事項、取締役の主要担当領域（代表取締役の選定を含む。）、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。なお、当事業年度の「指名・報酬委員会」は、合計16回開催され、取締役の報酬の方針等に関する審議を行いました。

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、「指名・報酬委員会」において審議し、「指名・報酬委員会」が取締役会に答申を行い、取締役会は、「指名・報酬委員会」の答申を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	246 (63)	180 (63)	48 (一)	17 (一)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	48 (26)	48 (26)	— (一)	— (一)	3 (2)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は5名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。取締役の対象となる役員の員数に、無報酬の取締役1名は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度に費用計上した額17百万円であります。当該株式報酬の内容および交付状況は「Ⅱ会社の状況に関する事項 1. 株式の状況」に記載のとおりです。

## (5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係（2025年5月20日現在）

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職の内容	当社との 関係
取締役	市毛 由美子	のぞみ総合法律事務所 出光興産株式会社	パートナー 社外監査役	(注) 1 (注) 1
取締役	後藤 玄利	Kotozna株式会社 語明科技（珠海）有限公司 Kotozna Singapore Pte Ltd	代表取締役 董事長 Managing Director	(注) 1 (注) 2 (注) 2
取締役	青山 直美	有限会社スタイルビズ 株式会社イズミ	代表取締役 社外取締役	(注) 2 (注) 1
取締役	秋元 里奈	株式会社ビビッドガーデン	代表取締役社長	(注) 1
監査役	浅枝 芳隆	浅枝芳隆公認会計士事務所 ウイングアーク1st 株式会社 株式会社島根銀行	所長 社外監査役 社外取締役	(注) 1 (注) 3 (注) 1
監査役	中川 深雪	香水法律事務所 中央大学法科大学院 日東工業株式会社 日産化学株式会社 株式会社SBI新生銀行	所長 教授 社外取締役 社外取締役 社外監査役	(注) 1 (注) 1 (注) 1 (注) 1 (注) 1

- (注) 1. 当社取扱商品の販売実績がありますが、その他特別な関係はありません。  
 2. 特別な関係はありません。  
 3. システム利用に関する取引および当社取扱商品の販売実績がありますが、その他特別な関係はありません。  
 4. (注) 1、3 の取引については、連結売上高または連結仕入高の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。

## ②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	市毛 由美子	当事業年度に開催した取締役会16回中15回に出席しました。コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、知的財産等の分野における専門性の高い知見と実務経験に加え、複数の社外役員の経験と実績を有しております、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されているところ、取締役会出席時における意思決定に関して客観的・専門的視点から助言・提案を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会にも委員として16回中16回に出席し、独立した立場から多様性を踏まえた発言を行っております。
	後藤 玄利	当事業年度に開催した取締役会16回中16回に出席しました。インターネット販売事業の経営に長年携わり、eコマース分野およびデジタルサービス分野に関する豊富な実務経験、高い知見と見識を有しております、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されているところ、取締役会出席時における意思決定に関して客観的・専門的視点から助言・提案を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会にも委員として16回中16回に出席し、独立した立場から多様性を踏まえた発言を行っております。
	塚原 一男	当事業年度に開催した取締役会16回中16回に出席しました。グローバルに事業展開する重工業メーカーの経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しております、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されているところ、取締役会出席時における意思決定に関して客観的・専門的視点から助言・提案を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会にも委員長として16回中16回に出席し、独立した立場から委員会の活発な対話を主導しております。
	青山 直美	当事業年度に開催した取締役会16回中16回に出席しました。企業のソーシャルメディア運営やeコマース関連のアドバイザーを務める等、高い専門性と豊富な経験を有しております、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されているところ、取締役会出席時における意思決定に関して客観的・専門的視点から助言・提案を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会にも委員として16回中15回に出席し、独立した立場から多様性を踏まえた発言を行っております。
	秋元 里奈	社外取締役就任後に開催した取締役会14回中14回に出席しました。農業の流通課題を解決する革新的な事業を立ち上げるとともに、様々な団体における社会課題の解決に向けた豊富な経験と知見を有しております、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されているところ、取締役会出席時における意思決定に関して客観的・専門的視点から助言・提案を行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、社外取締役就任後に開催した任意の指名・報酬委員会にも委員として13回中13回に出席し、独立した立場から多様性を踏まえた発言を行っております。
監査役	浅枝 芳隆	当事業年度に開催した取締役会16回中16回に出席、監査役会16回中16回に出席しました。公認会計士としての実務経験や知見から発言を行っております。
	中川 深雪	当事業年度に開催した取締役会16回中15回に出席、監査役会16回中15回に出席しました。法曹界での豊富な経験に基づき、発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認のうえ、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は会計監査人の職務執行状況等の評価を行い、適切な執行に支障があると認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定します。

### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の一部の連結子会社については当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## III 会社の体制および方針

「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.askul.co.jp/corp/investor/library/agm/>) に掲載しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2025年5月20日現在)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	149,752
現金及び預金	48,423
受取手形、売掛金及び契約資産	59,870
商品及び製品	22,909
原材料及び貯蔵品	559
未成工事支出金	70
未収入金	14,300
その他	3,638
貸倒引当金	△21
<b>固定資産</b>	<b>78,030</b>
有形固定資産	34,047
建物及び構築物	4,612
機械装置及び運搬具	1,871
土地	257
リース資産	14,501
建設仮勘定	11,435
その他	1,368
<b>無形固定資産</b>	<b>31,895</b>
ソフトウエア	14,556
ソフトウエア仮勘定	5,524
のれん	4,783
顧客関連資産	7,020
その他	10
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,086</b>
投資有価証券	100
長期前払費用	330
差入保証金	7,064
繰延税金資産	4,566
その他	770
貸倒引当金	△745
<b>資産合計</b>	<b>227,782</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	106,972
支払手形及び買掛金	58,482
電子記録債務	21,660
短期借入金	380
1年内返済予定の長期借入金	6,096
リース債務	3,377
未払金	12,342
未払法人税等	578
未払消費税等	398
賞与引当金	438
その他	3,216
<b>固定負債</b>	<b>39,555</b>
長期借入金	13,735
リース債務	12,651
退職給付に係る負債	5,001
資産除去債務	2,941
繰延税金負債	2,394
その他	2,830
<b>負債合計</b>	<b>146,527</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>77,572</b>
資本金	21,233
資本剰余金	14,934
利益剰余金	43,393
自己株式	△1,989
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>216</b>
退職給付に係る調整累計額	216
<b>非支配株主持分</b>	<b>3,466</b>
<b>純資産合計</b>	<b>81,254</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>227,782</b>

## 連結損益計算書

(2024年5月21日から2025年5月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	481,101
売上原価	363,562
売上総利益	117,538
販売費及び一般管理費	103,534
営業利益	14,004
営業外収益	
受取利息	119
助成金収入	67
貸倒引当金戻入額	35
その他	80
	302
営業外費用	
支払利息	393
その他	97
経常利益	490
特別利益	13,816
固定資産売却益	3
受取損害賠償金	6
その他	6
特別損失	16
減損損失	83
固定資産売却損	1
固定資産除却損	65
投資有価証券評価損	57
その他	6
税金等調整前当期純利益	214
法人税、住民税及び事業税	4,605
法人税等調整額	△425
当期純利益	4,179
非支配株主に帰属する当期純利益	9,439
親会社株主に帰属する当期純利益	370
	9,068

# 計算書類

**貸借対照表** (2025年5月20日現在)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	117,986
現金及び預金	33,917
売掛金	47,851
商品	18,667
前払費用	1,742
未収入金	14,793
未収法人税等	214
その他	803
貸倒引当金	△4
<b>固定資産</b>	<b>78,634</b>
有形固定資産	29,582
建物	2,990
機械装置	1,416
工具器具備品	1,153
リース資産	12,600
建設仮勘定	11,384
その他	36
<b>無形固定資産</b>	<b>16,747</b>
ソフトウエア	12,451
ソフトウエア仮勘定	4,291
その他	4
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,305</b>
投資有価証券	84
関係会社株式	21,587
関係会社長期貸付金	179
差入保証金	6,568
繰延税金資産	3,602
その他	974
貸倒引当金	△690
<b>資産合計</b>	<b>196,620</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	90,920
買掛金	47,591
電子記録債務	21,660
1年内返済予定の長期借入金	4,588
リース債務	2,887
未払金	11,538
その他	2,654
<b>固定負債</b>	<b>29,766</b>
長期借入金	10,065
リース債務	11,039
退職給付引当金	3,448
資産除去債務	2,419
その他	2,794
<b>負債合計</b>	<b>120,687</b>
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	75,933
資本金	21,233
資本剰余金	13,713
資本準備金	13,713
利益剰余金	42,975
利益準備金	10
その他利益剰余金	42,965
繰越利益剰余金	42,965
自己株式	△1,989
<b>純資産合計</b>	<b>75,933</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>196,620</b>

## 損益計算書

(2024年5月21日から2025年5月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>売上高</b>	<b>395,420</b>
<b>売上原価</b>	
期首商品棚卸高	18,215
当期商品仕入高	293,726
合計	311,941
他勘定振替高	75
期末商品棚卸高	18,667
<b>売上総利益</b>	<b>293,198</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	
<b>営業利益</b>	<b>102,222</b>
<b>営業外収益</b>	<b>89,915</b>
受取利息	92
受取配当金	356
賃貸収入	4
その他	148
	601
<b>営業外費用</b>	
支払利息	310
債権売却損	15
その他	37
	363
<b>経常利益</b>	<b>12,544</b>
<b>特別利益</b>	
固定資産売却益	0
受取損害賠償金	6
	6
<b>特別損失</b>	
減損損失	83
固定資産除却損	16
投資有価証券評価損	57
その他	3
	161
<b>税引前当期純利益</b>	<b>12,389</b>
法人税、住民税及び事業税	3,630
法人税等調整額	△217
<b>当期純利益</b>	<b>3,413</b>
	<b>8,976</b>

## 会計監査人の監査報告（連結）

### 独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

アスクル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 弘幸  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 理

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アスクル株式会社の2024年5月21日から2025年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

アスクル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 服部 理  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アスクル株式会社の2024年5月21日から2025年5月20日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年5月21日から2025年5月20日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
  - 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
  - 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月1日

アスクル株式会社 監査役会

監査役（常勤）	今村俊郎	㊞
監査役	浅枝芳隆	㊞
監査役	中川深雪	㊞

（注）監査役浅枝芳隆、中川深雪は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

開催日時

2025年8月5日（火曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番50号  
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」  
電話 03-3447-3111（代表）



## 交通機関のご案内

- 東京メトロ南北線
- 都営三田線

### 「白金台駅」

2番出口 より徒歩 4分

### 「白金高輪駅」

1番出口 より徒歩 5分

当社は、地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取り組みとして、株主総会での役員および従業員の服装をクールビズスタイルとさせていただきますので、趣旨をご理解いただき、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

受付開始は午前9時30分を予定しております。なお、混雑状況等により前後する場合がございます。

アスクル株式会社



電子提供措置の開始日 2025年7月14日

第62回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

会社の体制および方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2024年5月21日から)  
(2025年5月20日まで)

アスクル株式会社

## 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりあります。(最終改定2023年12月6日)

#### (1) 当社および当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社および当社の子会社からなる企業集団は、持続的に成長するために必要な考え方や行動の原点である「ASKUL WAY」を制定し、倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」およびコンプライアンスマニュアルを整備・共有・遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正な職務執行を行います。
- ②当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。
- ③当社は、当社および当社グループの適切なコーポレート・ガバナンスの構築および経営の透明性の確保に資するため、独立役員を主な構成員とする指名・報酬委員会および特別委員会等の委員会を設置するほか、当社および当社グループの社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、サステナビリティ委員会その他の委員会を設置し、取締役会のガバナンス機能を補完する体制を構築します。
- ④環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、各種法令に関する教育・研修等を定期的に実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備します。
- ⑤当社の使用人の職務執行状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該使用人の属する部門の責任者に指摘するとともに、代表取締役、取締役および監査役に報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保します。
- ⑥子会社の取締役等および使用人の職務執行状況については、当社関係会社管理規程に基づき経営企画部門が統括管理するとともに、当社の内部監査部門が監査を行い、業務の適正を確保します。
- ⑦当社および当社の子会社のモニタリング機能の一環として、社外相談窓口（顧問弁護士事務所内）を含む、当社および当社の子会社において適用されるホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

## (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令・定款のほか、取締役会規程、情報セキュリティに関する規程および文書取扱規程等の社内規程に基づき適切に記録し、保存および管理します。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにします。
- ②取締役会により選任された執行役員が責任者として、この任務にあたります。

## (3) 当社および当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社および当社の子会社のリスクに関して、リスク担当取締役を定め、対応部門を設けるとともに、リスク・コンプライアンス委員会、労働安全衛生委員会、品質マネジメント委員会、および情報開示委員会等の各委員会を設置し、当社および当社の子会社のリスクおよびコンプライアンスの状況を把握評価し、リスクの発生を未然に防止します。
- ②当社および当社の子会社は、上記リスク評価を踏まえ、各種リスクが顕在化した場合に当社および当社の子会社の損失を最小化するために必要な体制を予め構築し、また、実際にかかるリスクが顕在化した場合には、当該体制に従い、必要な対策を講じます。
- ③当社は、環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、コンプライアンス、人権等に係るリスクについては、ISO14001（環境）、ISO27001（情報セキュリティ）の各規格に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析・計画・実行・審査・レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署および各子会社にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行います。
- ④当社および当社の子会社の職務執行に係るリスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行います。

## (4) 当社および当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社および当社の子会社は、各社が定める取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
- ②当社は、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。

## (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程その他関連規程を定め、これに基づき、各子会社は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項について、速やかに当社の関係部門と共有します。

## (6) その他の当社ならびに当社のその他の関係会社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と当社のその他の関係会社にあたるLINEヤフー株式会社との関係に関しては、同社と利害関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を充実させ、牽制機能を強化することにより、業務の適正を確保します。

## (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。
- ②監査役の職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得ます。また当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行し、その評価については、監査役の意見を聴取します。

## (8) 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役および使用人は、取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議を通じて、職務の執行状況を報告します。
- ②当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項のうち重要事項については、速やかに監査役に報告します。

③当社の監査役は、当社および当社の子会社の業務執行状況全般を対象としつつ、監査役会において定める監査方針に基づき、当社の取締役、事業本部長、本部長、および当社の子会社の取締役を主な対象として監査を行う等、効率的かつ実効的な監査の実施を図ります。また、当社の監査役は、内部監査部門および会計監査人との積極的な連携を図り監査を行います。

④当社および当社の子会社は、会社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する重大な行為等が発見されたときは、当社担当部門を通じて、速やかに当社の監査役に報告される体制を構築します。

⑤監査役会と代表取締役、会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施します。

⑥当社は、当社および当社の子会社で適用されるホットライン（内部通報制度）において、当社の監査役を相談窓口の一つとし、監査役への報告体制の充実を図ります。なお、当該ホットラインによる申告者に対して当該申告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止します。

## **(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

## **(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、経理財務担当取締役を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表および個別財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、当社および連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

## **(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備の状況について**

当社および当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めます。また、同倫理・行動規範については、常時社内および当社の子会社内に掲示し、教育・周知徹底を図ります。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、その整備と適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは、次のとおりであります。

### (1) 重要な会議の開催状況

当期（2024年5月21日から2025年5月20日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しました。その他、独立社外役員会議は3回、特別委員会は2回、指名・報酬委員会は16回、監査役会は16回、経営会議は38回、サステナビリティ委員会は12回、リスク・コンプライアンス委員会は12回、労働安全衛生委員会は12回、品質マネジメント委員会は11回開催しました。

### (2) 監査役の職務の執行について

- ①監査役は、監査役会において定めた監査役監査方針および監査役監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役社長、取締役、執行役員等の幹部社員、および当社の主な子会社の代表取締役との面談を実施しました。
- ②監査役会は、代表取締役社長、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換を実施しました。
- ③監査役は、内部監査部門および会計監査人との積極的な連携を図るため、定期的な意見交換を実施しました。

### (3) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社の倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」とマニュアル等に基づき、主に、環境、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、人権、および財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しました。

### (4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、コンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえ、各部門および子会社における業務遂行状況、ならびに部門横断的な業務プロセスの監査を実施するとともに、内部統制の有効性を評価しました。

## (5) 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、コーポレートコミュニケーション部門および内部監査部門は、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保しました。

## (6) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して、お取引先様との契約書およびお客様向けのご利用規約等に、反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

## 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、健全なキャッシュ・フローと安定した財務体質を維持しつつ、中長期的な企業価値向上のための成長投資原資としての内部留保を確保するとともに、株主還元の充実と資本効率の向上を図るため、総還元性向の目標を45%と定め、安定的な株主配当と計画的な自己株式取得を実施してまいります。

当期につきましては、売上計画未達を主要因として利益計画未達となりましたが、財務体質は健全に維持されており、2025年7月4日に公表した新中期経営計画において将来の大きな成長を見込んでいることから、当期の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従来予想通りの1株につき金19円とさせていただく予定です。

なお、中間配当金として1株につき金19円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき金38円となり、年間配当金は前期から2円増配となります。

# 連結計算書類

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年5月21日から2025年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年5月21日 期首残高	21,233	14,940	43,750	△1,807	78,116
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,544		△3,544
親会社株主に帰属する当期純利益			9,068		9,068
自己株式の取得				△6,219	△6,219
自己株式の処分		△3	△1	149	144
自己株式の消却		△8	△5,879	5,888	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		6			6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△5	△357	△181	△544
2025年5月20日 期末残高	21,233	14,934	43,393	△1,989	77,572

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2024年5月21日 期首残高	145	145	0	3,073	81,336
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,544
親会社株主に帰属する当期純利益					9,068
自己株式の取得					△6,219
自己株式の処分					144
自己株式の消却					－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	70	70	△0	392	463
連結会計年度中の変動額合計	70	70	△0	392	△81
2025年5月20日 期末残高	216	216	－	3,466	81,254

# 連結注記表

---

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 連結の範囲の注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：16社

主要な連結子会社の名称：  
ASKUL LOGIST株式会社  
株式会社アルファパークエス  
株式会社チャーム  
ビジネスマート株式会社  
嬬恋鉛水株式会社  
ソロエル株式会社  
株式会社AP67  
フィード株式会社

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称：  
株式会社リーフ  
株式会社OJI  
株式会社plants tech  
愛富思（大連）科技有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称：  
株式会社リーフ  
株式会社OJI  
株式会社plants tech  
愛富思（大連）科技有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 重要な会計方針

### 1. 重要な資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市 場 価 格 の な い 株 式 等……………移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準および評価方法 … 時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品 及 び 製 品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
原 材 料 及 び 貯 藏 品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

## 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法

ただし、建物（附属設備を除く）、「大阪DMC」の全ての有形固定資産および「仙台DMC」の機械装置については、定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得をした建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～45年
機械装置及び運搬具	2～17年
その他の	2～20年

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、顧客関連資産については、その効果の発現する期間（10年～19年）にわたって均等償却を行うこととしております。

自社利用のソフトウェアについては、主に社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (4) 長期前払費用 ……定額法

## 3. 重要な引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 4. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

## (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ①ヘッジ手段……………為替予約
- ②ヘッジ対象……………外貨建仕入債務および外貨建予定取引

## (3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

## (4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

# 5. 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## (1) eコマース事業

eコマース事業においては、O A・P C用品、事務用品、オフィス生活用品、オフィス家具、食料品、酒類、医薬品、化粧品、M R O商材、ペット用品等の仕入および販売等を行っております。当該商品は国内販売のみであり、出荷時点で収益を認識しております。

## (2) ロジスティクス事業

ロジスティクス事業においては、主にメーカー等の通販商品の保管、物流、配送の請け負い等、企業向け物流・小口貨物輸送サービスを提供しております。各種サービスについては、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

## (3) その他

その他においては、水の製造および販売を行っております。当該製品は国内販売のみであり、主に出荷時点で収益を認識しております。

# 6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間（10年～15年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

## 7. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### 退職給付に係る会計処理の方法

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異および過去勤務債務の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

#### ③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 会計方針の変更

### 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### のれんおよび顧客関連資産の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、株式会社AP67の株式取得に係るのれん3,817百万円および顧客関連資産6,972百万円を計上しております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社AP67の株式取得時の超過収益力をのれんとして認識しており、また既存顧客との継続的な取引関係により生み出しが期待される超過収益の現在価値を顧客関連資産として認識しております。これらは、いずれもその効果の発現する期間にわたって、定額法により規則的に償却し、未償却残高は減損処理の対象となります。

のれんおよび顧客関連資産の減損の兆候は、株式取得時における中期経営計画と実績の比較、取得原価のうちのれんおよび顧客関連資産に配分された金額が相対的に多額であるかの点から判定します。減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

将来キャッシュ・フローは中期経営計画に基づいて見積っており、当該計画では、デンタル事業でのアクティブ顧客増加・ストック顧客育成および商品基盤拡大による売上高の増加、デンタル事業における成長モデルの他領域への展開、システム導入を通じた業務標準化によるコスト低減を主要な仮定としております。

これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、仮定の見直しにより将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんおよび顧客関連資産の減損損失を認識する可能性があります。

## 会計上の見積りの変更

### 耐用年数の変更

当連結会計年度において、当社にて関東圏の物流センターの再編等が決定したことから、再編等のあとに利用見込みのない固定資産について、耐用年数を短縮し将来にわたり変更しております。また、連結子会社であるフィード株式会社において、新E Cシステムへの移行が決定したため、移行後に利用見込みのない固定資産について、耐用年数を短縮し将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益、および税金等調整前当期純利益はそれぞれ99百万円減少しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額、ならびに流動負債「その他」のうち契約負債の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 3. (1) 契約資産および契約負債の残高等」に記載しております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,320百万円

### 3. 非連結子会社に対するもの

投資その他の資産「その他」(株式) 20百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（注）1	97,564,700	—	2,793,400	94,771,300
合 計	97,564,700	—	2,793,400	94,771,300
自己株式				
普通株式（注）2	810,475	3,299,025	2,863,800	1,245,700
合 計	810,475	3,299,025	2,863,800	1,245,700

- (注) 1 発行済株式の減少2,793,400株は、自己株式の消却によるものであります。  
 2 自己株式の増加3,299,025株は、取締役会決議による自己株式の取得、譲渡制限付株式報酬制度における株式の無償取得および単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の減少2,863,800株は、自己株式の消却および譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2024年8月8日 定時株主総会	普通株式	1,741百万円	18円	2024年5月20日	2024年8月9日
2024年12月13日 取締役会	普通株式	1,803百万円	19円	2024年11月20日	2025年1月20日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年8月5日開催の第62回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2025年8月5日 定時株主総会	普通株式	1,776百万円	利益剰余金	19円	2025年5月20日	2025年8月6日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産ならびに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、発行体の信用リスク低減に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務および未払金は、一年以内の支払期日であります。短期借入金は、連結子会社における運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、当社においては、主に将来の成長資金の確保を目的としたものであり、連結子会社においては、主に運転資金および将来の成長資金の確保を目的としたものであります。短期借入金は、一年以内の支払期日であります。連結子会社の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形、売掛金及び契約資産は、新規取引先発生時に顧客の信用状況について調査し、必要に応じて保証金を取得する等の措置を講じております。また、売上債権管理規程に従い、主管部門が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引別の期日管理および残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業金銭債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的に為替予約取引を利用しております。また、連結子会社の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場の金利の状況を把握しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、為替管理規程、デリバティブ管理規程等により当社および連結子会社の財務部門がそれぞれ実施しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および連結子会社の財務部門が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金	19,831百万円	19,693百万円	△138百万円
(2) リース債務	16,028	15,778	△250
負債計	35,860	35,471	△388

- (注) 1 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」および「未払金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 2 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	100

- 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額および金銭債務の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) 現金及び預金	48,423	—	—	—	—	—
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産	59,870	—	—	—	—	—
(3) 未収入金	14,300	—	—	—	—	—
金銭債権計	122,594	—	—	—	—	—
(1) 支払手形及び買掛金	58,482	—	—	—	—	—
(2) 電子記録債務	21,660	—	—	—	—	—
(3) 短期借入金	380	—	—	—	—	—
(4) 未払金	12,342	—	—	—	—	—
(5) 長期借入金	6,096	4,174	3,818	2,341	2,274	1,125
(6) リース債務	3,377	3,061	2,630	1,670	1,658	3,630
金銭債務計	102,339	7,236	6,449	4,012	3,933	4,755

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	19,693	—	19,693
リース債務	—	15,778	—	15,778
負債計	—	35,471	—	35,471

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社グループの信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元金利の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

元金利の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 有価証券に関する注記

### 1. その他有価証券

非上場株式等（連結貸借対照表計上額100百万円）については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

### 2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

### 3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、非上場株式について57百万円の減損処理を行っております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	eコマース 事業	ロジスティ クス事業	計		
売上高					
ASKUL事業	358,460	—	358,460	—	358,460
LOHACO事業	36,842	—	36,842	—	36,842
グループ会社 ・内部取引消去	76,923	—	76,923	—	76,923
ロジスティクス事業	—	8,215	8,215	—	8,215
その他	—	—	—	659	659
顧客との契約から生じる収益	472,226	8,215	480,441	659	481,101

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造事業を含んでおります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

### (1) eコマース事業

当社および連結子会社では、eコマース事業において、OA・PC用品、事務用品、オフィス生活用品、オフィス家具、食料品、酒類、医薬品、化粧品、MR〇商材、ペット用品等の仕入および販売等を行っております。

一部サービスの販売については他の当事者が関与しております。サービス提供の一連の作業は他の当事者により行われており、当社および連結子会社は、提供するサービス水準および価格設定に係る裁量権を有しておりません。当該他の当事者によりサービスが提供されるように手配することが当社および連結子会社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。

顧客へ支払われる対価として他社ポイントがあり、顧客から受領する別個の財またはサービスと交換に付与されるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

履行義務の充足時点については、当該商品は国内販売のみであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

取引の対価は商品の出荷後、概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

ASKUL事業における販売契約において、一部返品を受けられない商品を除き、出荷後1年以内の商品の返品を受ける義務を有しております。これにより将来返品が見込まれる部分の売上相当金額を、収益から減額しております。

### (2) ロジティクス事業

連結子会社ASKUL LOGIST株式会社では、ロジティクス事業において、主にメーカー等の通販商品の保管、物流、配送の請け負い等、企業向け物流・小口貨物輸送サービスを提供しております。

履行義務の充足時点については、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

### (3) その他

連結子会社嬬恋銘水株式会社では、水の製造および販売を行っております。

履行義務の充足時点については、当該製品は国内販売のみであり、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

取引の対価は製品の出荷後、概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

#### (1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
電子記録債権	124	417
受取手形	5	4
売掛金	53,522	59,199
	53,653	59,621
契約資産	224	249
契約負債	911	804

契約資産は、工事契約において期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。取引の対価は、顧客との契約から生じた債権に振り替え後、概ね1か月以内に受領しております。

契約負債は、主にASKUL事業（eコマース事業）において提供しているポイントサービスの未行使分に関するもの、サービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、758百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産および契約負債の残高に重要な変動はありません。

過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	831円73銭
1株当たり当期純利益	95円45銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
親会社株主に帰属する当期純利益	9,068百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	9,068百万円
普通株式の期中平均株式数	95,009千株

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2024年5月21日から2025年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年5月21日 期首残高	21,233	13,713	11	13,725	10	43,414	43,425	△1,807	76,576
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△3,544	△3,544		△3,544
当期純利益						8,976	8,976		8,976
自己株式の取得								△6,219	△6,219
自己株式の処分			△3	△3		△1	△1	149	144
自己株式の消却			△8	△8		△5,879	△5,879	5,888	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△11	△11	－	△449	△449	△181	△643
2025年5月20日 期末残高	21,233	13,713	－	13,713	10	42,965	42,975	△1,989	75,933

	純資産合計
2024年5月21日 期首残高	76,576
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△3,544
当期純利益	8,976
自己株式の取得	△6,219
自己株式の処分	144
自己株式の消却	－
事業年度中の変動額合計	△643
2025年5月20日 期末残高	75,933

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子 会 社 株 式	移動平均法による原価法
その 他 有 価 証 券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市 場 価 格 の な い 株 式 等	移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準および評価方法 … 時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯 蔵 品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く） … 定率法

ただし、建物（附属設備を除く）、「大阪DMC」の全ての有形固定資産および「仙台DMC」の機械装置については、定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得をした建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3～38年
機 械 装 置	5～15年
工 具 器 具 備 品	2～20年
そ の 他	4～45年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 長期前払費用 … 定額法

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社では、O A・P C用品、事務用品、オフィス生活用品、オフィス家具、食料品、酒類、医薬品、化粧品、M R O商材等の仕入および販売等を行っております。当該商品は国内販売のみであり、出荷時点で収益を認識しております。

### 5. 重要なヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段……………為替予約

②ヘッジ対象……………外貨建仕入債務および外貨建予定取引

#### (3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

#### (4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

## 6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 会計方針の変更

### 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表において、株式会社AP67の株式10,332百万円を関係会社株式として計上しております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、事業年度末における実質価額が取得原価と比較して著しく下落した場合に、合理的な反証がない限り回復可能性はないものとして減損処理する方針としております。

実質価額は事業計画に基づいて見積もることとなり、AP67グループの中期経営計画では、デンタル事業でのアクティブ顧客増加・ストック顧客育成および商品基盤拡大による売上高の増加、デンタル事業における成長モデルの他領域への展開、システム導入を通じた業務標準化によるコスト低減を主要な仮定としております。

これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、仮定の見直しにより実質価額の見積りに重要な影響が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

## 会計上の見積りの変更

### 耐用年数の変更

当事業年度において関東圏の物流センターの再編等が決定したことから、再編等のあとに利用見込みのない固定資産について、耐用年数を短縮し将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ74百万円減少しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 28,543百万円

### 2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	7,659百万円
短期金銭債務	6,010

### 3. 偶発債務

#### 保証債務

(1) 下記の関係会社の買掛金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社チャーム	215百万円
----------	--------

(2) 下記の関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

嬬恋銘水株式会社	174百万円
株式会社チャーム	1,380
合計	1,554

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

売上高	7,458百万円
仕入高	8,311
その他の営業取引高	46,098
営業外取引高	7,437

### 2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は下記のとおりです。

工具器具備品	0百万円
--------	------

### 3. 受取損害賠償金

「ALP首都圏」火災に係る損害賠償請求訴訟の判決確定に伴う、損害賠償金に係る遅延損害金の受取額です。

### 4. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（百万円）
埼玉県日高市	物流センター (ASKUL Value Center 日高)	機械装置	5
		ソフトウェア	1
東京都江東区	ビズらく事業	ソフトウェア	71
		ソフトウェア仮勘定	3
		無形固定資産「その他」	1
合計			83

当社は当社物流センターから商品を発送する事業については、物流センターごとに資産をグルーピングし、当社物流センターから商品を発送しない事業については、当該事業ごとにグルーピングしており、本社設備等の他の資産については、共用資産としております。

「ASKUL Value Center 日高」および「ビズらく事業」については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから回収可能性を検討した結果、83百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、全て零として評価しております。

## 5. 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は下記のとおりです。

建物	2百万円
機械装置	10
工具器具備品	0
ソフトウェア	2
合計	16

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式（注）	810,475	3,299,025	2,863,800	1,245,700
合 計	810,475	3,299,025	2,863,800	1,245,700

(注) 自己株式の増加3,299,025株は、取締役会決議による自己株式の取得、譲渡制限付株式報酬制度における株式の無償取得および単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の減少2,863,800株は、自己株式の消却および譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

## 有価証券に関する注記

### 子会社株式

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,016 百万円	14,576 百万円	13,560 百万円
合計	1,016	14,576	13,560

(注) 1 上記に含まれない市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	20,571
合計	20,571

2 市場価格のない株式等以外の有価証券の減損処理にあたっては、事業年度末における実質価額が取得原価と比較して著しく下落した場合に、合理的な反証がない限り回復可能性はないものとして減損処理する方針としております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社	LINEヤフー(株)	(被所有) 直接 46.8	決済代行	LOHACOでの クレジット利用 代金の回収代行 (注) 1	716	未収入金	5,565

#### 取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1 市場価格等を参考に交渉の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ASKUL LOGIST <sup>㈱</sup>	(所有) 直接 100	物流倉庫の転貸 商品の物流委託等	物流倉庫の転貸 (注) 1	7,024	未収入金	549
				商品の物流委託等 (注) 1	44,340	未払金	4,071
子会社	(株) A P 6 7	(所有) 直接 85	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 2	2,830	流動資産 その他	—
				利息の受取 (注) 2	19	関係会社 長期貸付金	—
取引条件および取引条件の決定方針等							

(注) 1 市場価格等を参考に交渉の上決定しております。

2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 3. 役員および個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉岡 晃	(被所有) 直接 0.02	当社代表取締役	譲渡制限付株式の 付与(注) 1	11	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、2024年8月7日（取締役会の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

2 議決権等の被所有割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

商品評価損	203百万円
未払事業税	48
未払事業所税	29
貸倒引当金	218
契約負債	134
関係会社株式評価損	405
退職給付引当金	1,087
減損損失	304
投資有価証券評価損	620
資産除去債務	839
長期未払費用	740
その他	1,120
小計	5,752
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,009
評価性引当額	△2,009
合計	3,743
繰延税金負債	
資産除去債務	141
合計	141
繰延税金資産の純額	3,602

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.87
住民税均等割	0.08
評価性引当額	△0.18
税額控除	△1.28
税率変更による繰延税金資産の増額修正	△0.94
その他	0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.55

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、2026年5月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は58百万円増加し、法人税等調整額（貸方）が58百万円増加しております。

## 収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	811円90銭
1株当たり当期純利益	94円48銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益	8,976百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	8,976百万円
普通株式の期中平均株式数	95,009千株

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。